

ま ちづくり
ハンドブックⅡ
～自主防災活動編～



高 槻 市

高槻市コミュニティ市民会議

高槻市民憲章

前 文

わたくしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのぼせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財をもつ由緒のあるまちです。

わたくしたちは、この地にあつて、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

条 文

1 高槻は わたくしたちの 自治のまち

わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもって、進んでまちづくりに参加します。

2 高槻は、心と心を 結ぶまち

わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。

3 高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。

4 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち

わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。

5 高槻は 文化の華を 咲かすまち

わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

(昭和52年12月5日制定)

高槻市民憲章制定市民会議

はじめに

近年は地震や集中豪雨等の自然現象により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も大規模かつ多様になってきております。また、近い将来には、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念されております。

「南海トラフ地震」は、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震であり、今世紀前半に発生する可能性が高いといわれております。本市は、平成15年12月17日「東南海・南海地震防災対策推進地域」（現在は「南海トラフ地震防災対策推進地域」）に指定されました。全国的には1都2府18県の414市町村が指定されております。この地震では、非常に広域で甚大な被害が想定されるため、国・地方公共団体等が連携して推進地域外も含めた「広域防災体制の確立」や「地域の災害対応力の強化」等が必要であるとされています。

本市においても、防災関係機関相互の情報共有化や住民への的確な情報伝達・収集の必要性を十分に認識し、災害に備えるための減災・防災を含めた様々な対策を実施しております。しかし、広範な地域が被災した際、発災直後は受援が困難であることから、住民の主体的な参加・連携による地域防災力の向上が不可欠であることは言うまでもなく、住民による自主的な防災組織の活動に大きな期待を寄せております。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、住民の自主的な防災活動が多くの生命を救出し、被害の軽減に大きく貢献しました。このように、被害の程度は住民自身の知恵と工夫で大きく異なってきます。また、これらの教訓として、今後地域ぐるみで防災活動を効果的に展開するには、自主的な防災組織のより一層の組織化と活性化を図る必要があるとされています。

本市といたしましても、住民による自主的な防災活動は、日頃のご近所付き合いやコミュニティ活動によって培われた住民同士の顔の見える関係を活かした取組が有効であると考え、自治会や地区コミュニティ組織を基盤にした組織化が進むよう支援しております。一日でも早く、地域防災の輪が全市的に充実強化されることを期待しております。

そのような期待を胸にしながら、平成14年に初めて作成した「まちづくりハンドブックⅡ」について、今回で第5版目となる改訂版を作成いたしました。

“自分たちの地域は自分たちで守る”との意識のもとに、自主的な防災組織を新たに結成されるにあたり、その推進に本書がお役に立てれば幸いに存じます。

平成27年12月

高槻市長 **濱田 剛史**

ごあいさつ

平素から、高槻市コミュニティ市民会議に対し、深い御理解と御協力を賜り心から御礼申し上げます。

我が国は近年、度重なる自然災害に見舞われました。多くの尊い命が失われた平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、平成23年3月の東日本大震災や平成26年の広島土砂災害、また、本年9月には関東・東北豪雨が発生し、甚大な被害が生じております。

このような災害が発生した場合、市や消防などといった防災関係機関は、道路・通信網等の寸断や各地での火災の同時発生などにより、その力が初期段階では十分に発揮できない恐れがあると言えます。

従いまして、災害時において、一番頼りになり、力になるのが「地域のちから」なのです。過去の大震災時でも、倒壊した家屋などから救い出されて生還された方のほとんどが、隣近所の顔見知りの方による救助であったことや、自治会活動などを通して地域活動が活発な所ほど、救助率も高かったということがわかっております。

日頃から私たちが取り組んでいる、より良い環境や心豊かな暮らしを目指したコミュニティ活動を土台にした自主的な防災活動が、今後ますます活発に行われることにより、私たち地域住民の生活の安全と安心感のある暮らしに繋がることと確信致します。

コミュニティ市民会議と致しましても、普段から住民同士の絆作りに取り組んでいる地区コミュニティ組織を基盤とする防災組織（地区防災会）の結成を促進してまいりました。32地区全域での防災組織設立に取り組んでおり、着実な設立が図られているところですが、災害発生時に最も重要となる情報の広域的な収集伝達を担う地区防災会の設立により、市内全域を網羅する連絡体制の確立及び情報の共有化が図れるものと期待しております。

この度、一層多様化する災害に対応するため、また、地区防災会の取組を明確化するために「まちづくりハンドブックⅡ」を改訂しました。これまでと同様、各地区での防災活動や、新たに自主的な防災組織を設立する地域住民の皆様様の参考資料として御活用いただければ幸いに存じます。

平成27年12月

高槻市コミュニティ市民会議

議長 **高須賀 嘉章**

Contents ~目次~

なぜ、自主・共助の防災活動が有効なのか？ 1

第1章 ー自主防災組織とはー

I 自主防災組織結成の背景	3
II 自主防災組織を結成する組織とは！	4
III 自主防災組織が果たす役割	4
IV 普段からのネットワークを活かした連絡網の整備	5

第2章 ー自主防災組織の結成ー

I 自主防災組織をつくるには	7
II 地区防災会づくりの手順は！	8
III 自主防災会づくりの手順は！	9
IV 自主防災組織におけるリーダーとは！	10

第3章 ー自主防災組織の取組ー

I 普段から準備しておくもの・取り組んでおくもの	12
II 災害時に対応する活動内容	17

第4章 ー組織と役割分担ー

I	自主防災組織の仕組み	2 2
II	自主防災組織の役割分担と活動内容	2 4
1	本部の役割	2 5
2	情報班の役割	2 6
3	消火班の役割	2 7
4	救出救護班の役割	2 8
5	避難誘導班の役割	2 9
6	給食給水班の役割	3 0
III	地区内における他の防災組織との連携・協調	3 1
IV	優良な活動事例を参考	3 1

第5章 ー災害時要援護者を支える自主防災組織ー

I	災害時要援護者とは	3 2
II	災害時要援護者支援のためのポイント	3 2

第6章 ー防災訓練の必要性とその取組ー

I	防災訓練の種別と内容	3 5
II	防災訓練のための取組および進め方	3 8

第7章

	防災組織に関する高槻市の担当窓口	4 3
--	------------------	-----

第 8 章 一資料編一

【資料 1】市内の自主防災組織一覧	4 4
【資料 2】「自主防災会の設立」呼び掛け文書の参考例	4 5
【資料 3】防災資機材の提供に関する要綱	4 6
【資料 4】高槻市防災資機材貸与申請書（様式第 1 号）記入例	4 9
【資料 5】自主防災組織結成届（様式第 2 号）記入例	5 0
【資料 6】活動計画書（様式第 6 号）記入例	5 1
【資料 7】自主防災会の規約参考例	5 0
【資料 8】防災計画の参考例	5 5
【資料 9】地区防災会に対する情報伝達資機材の提供に関する要綱	5 9
【資料 1 0】高槻市地区防災会資機材貸与申請書（様式第 1 号）記入例	6 3
【資料 1 1】地区防災会結成届（様式第 2 号）記入例	6 4
【資料 1 2】地区防災会の規約参考例	6 5
【資料 1 3】地区防災会の連絡網参考例	6 8
【資料 1 4】地区防災会の情報収集伝達体制の参考例	6 9
【資料 1 5】高槻市の避難所（避難施設）一覧	7 3
○ 広域避難地一覧表	7 9
○ 二次避難所（福祉避難所）一覧表	8 0
【資料 1 6】高槻市の災害用備蓄倉庫および備蓄物品一覧	8 1
【資料 1 7】高槻市の給水拠点および飲料水兼用耐震性貯水槽等一覧	8 2
【資料 1 8】海溝型地震（南海トラフ）の長期評価	8 2
【資料 1 9】防災関係機関などの一覧	8 3
【資料 2 0】高槻市の消防団一覧	8 4
【資料 2 1】消防団の出動区域一覧	8 5

なぜ、自助・共助の防災活動が有効なのか？

地震・台風や火事などの自然や人為による災害は、いつ何時、発生するかわかりません。

そこで、日頃から災害に対する備えは必要ですが、多くの場合その場になって、日常的な準備の必要性を痛感するというのが実態ではないでしょうか。

地震などの災害後の実態調査では、「誰が最も頼りになったか」という質問に、「隣近所の人」・「自分の家族」という回答が多くあります。

大小を問わず災害が発生したとき、消防を代表とする防災関係機関が到達して活動するまでの間、逃げ惑うだけでは被害は拡大するばかりです。被害の拡大を防ぎ、命を守るために力を合わせて活動することが重要であるということは、誰もが考えることです。

ましてや、その防災関係機関の職業的専門力が、様々な悪条件の重なりにより到達に時間がかかる、あるいは到達できないという最悪のことにでもなれば、なおさら地域の人々の活動が唯一の力となります。

事実、東日本大震災や阪神・淡路大震災においては、最も整備された組織であったはずの消防・警察や行政が、震災直後の一番対応が求められた危機的な時期に、期待された機能を果たすことができませんでした。また、この危機的な状況を乗り越える過程で、大きな地域差が生まれました。

地域で生活する住民や各種団体、学校、企業等のあらゆる主体の参画を目指す「地区コミュニティ」や、最も身近な住民組織である「自治会」などで、日頃から住民活動が円滑な地域では、バケツリレー等で家々の延焼をくい止めたなど、初期防災活動で大きな差が生じました。

ひとたび災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や府、市が対応する「公助」だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る「自助」とともに、個々ばらばらの人々の活動よりも、普段から顔を合わせている地区コミュニティや自治会等の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組み活動する「共助」のほうが、はるかに有効であるということは、誰の目から見ても明らかです。

なお、自助・共助を効果的に果たすには、地区コミュニティや自治会内の共助力以外に、遠隔地区との助け合いに基づく「受援力」を活かした取組も有効とされています。

また、そういう組織的な体制があれば、災害発生時の対応の立ち上がりもすばやく、それだけ被害をくい止める力も増すことになり、高齢者、障がい者などの災害時要援護者といわれる方々も安心して暮らせることは、誰もが理解できることです。

とりわけ、災害によって孤立した場合には、普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害の軽減につながる最も重要な行動となります。



このように「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、市民が自主的に防災組織を結成されるのが「**自主防災組織**」です。

この手引書では、自主防災組織づくりの具体的な取組について考えていきます。

01

自主防災組織とは

I 自主防災組織結成の背景

平成7年（1995年）1月17日の早朝に発生した阪神・淡路大震災では、高速道路や新幹線架橋の倒壊、ガス・水道などのライフラインも断たれるなど、甚大なる被害を及ぼしました。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、津波による未曾有の被害が生じました。

大震災では、コミュニティ活動や自治会活動などをもとにしたまちづくりによる住民の日常的なつながりを保っていた地区と、そうでなかった地区とでは、消火・救出・救援物資の配分・炊き出し・住民の消息把握・情報の伝達などで大きな差が生まれました。

災害による被害を最小限に食い止め、自分たちの生命と財産を守るために、市民自らが団結し、災害の初期段階で適切な防災活動を行うことが有効であるとされてきました。

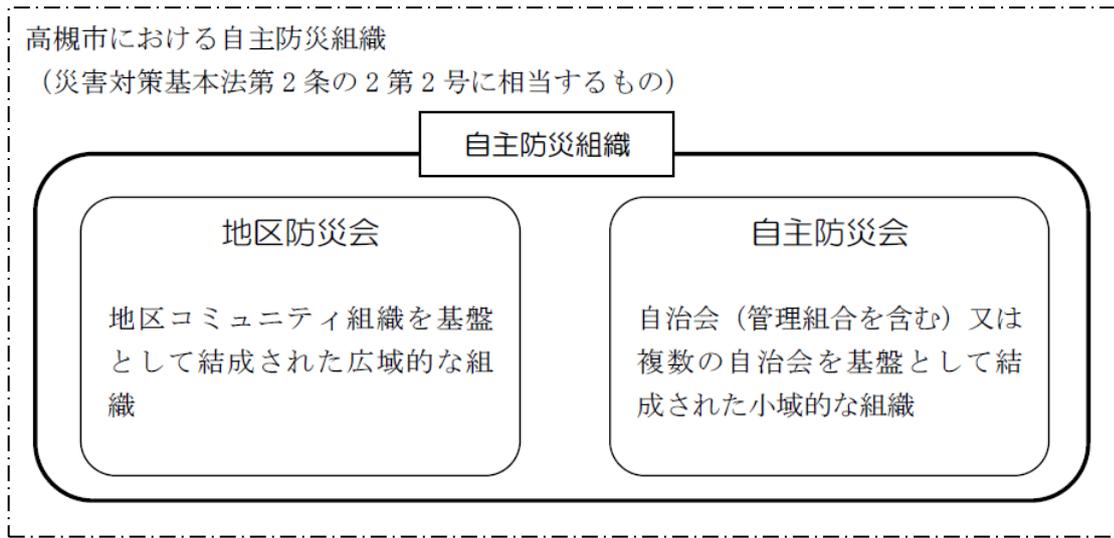


本市では、これらの教訓をもとに、日頃から地震・風水害・土砂災害などを想定した火災予防、被災者の救出、避難誘導などの訓練を積み重ねておくなど、地区コミュニティや自治会を単位として、“自分たちの地域は自分たちで守る”という、住民の皆さんの自衛意識と連帯感に基づいて組織化したものを「自主防災組織」と称し、その結成促進に努めてきました。

一方、全市域を網羅する32の地区コミュニティで組織された高槻市コミュニティ市民会議では、普段からの地区コミュニティや自治会、各種団体等が活動する組織や機能等を、そのまま防災組織に移行することを推奨され続けてこられました。平成26年1月26日の「高槻市全域大防災訓練」を契機に、防災活動に対する気運が更に高まり、同年2月、市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域社会を構築するには、全市域を網羅する防災組織の結成が急務であるとされ、既に全市域を網羅している地区コミュニティを、災害時等に「地区防災会」と称して活動することを提唱されました。

Ⅱ 自主防災組織を結成する組織とは！

自主防災組織は、地区コミュニティを基盤に組織する「**地区防災会**」と、自治会を基盤とする「**自主防災会**」があり、災害による被害を最小限に食い止め、自分たちの生命と財産を守るため自らが結成する住民組織です。



阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓から、被害を最小限に食い止めるには、住民が連携する自主的な防災活動が不可欠で、住民同士の団結力が一番の頼りになるとしています。

「**地区防災会**」の場合は、地区内で活動する各種団体、学校、企業等のあらゆる主体の参画を目指す「地区コミュニティ」の機能をそのまま活かした広域的な防災活動を行う組織となります。

「**自主防災会**」の場合は、最も身近な住民組織である「自治会」の機能を活かした小域的な防災活動を行う組織となります。

また、災害が発生した場合、各地区コミュニティと市の間で、速やかな情報伝達が図られ、情報を共有することが求められるので、既存の地区コミュニティや自治会の連絡体制が力を発揮することになります。

したがって、「**地区防災会**」と「**自主防災会**」の相互連携など、互いの特性や機能を活かした組織を構築することが有効的と考えられます。

Ⅲ 自主防災組織が果たす役割

災害が発生した場合、消防をはじめとする防災関係機関は全力をあげて防災活動を行いますが、地震などの場合には、①電話が不通となり、防災関係機関への通報が困難に

なる、②各地で同時に多数の火災などが発生するので、消防力が分散される、③道路や橋が壊れたり、自動車が路上に放置されたりして、消火・救援などの車両の通行が制約される、④水道管の破損などにより断水となり、十分な消火活動が期待できないなどの悪条件が重なり、防災関係機関の活動は著しく困難になることが予想されます。

阪神・淡路大震災では、倒壊建物の下敷きになった人のうち、助かった人の約8割は家族や近隣の人などによって救助されています。

災害に立ち向かっていくには、各自がバラバラに行動していたのでは大きな効果は期待できません。住民の方が、まとまって行動してこそ効果があります。

自主防災組織の役割は、災害発生時に、①危険の拡大をおさえること、②一人でも多くの人が危険を逃れ、命と安全を守ること、③混乱を避けることなどに集約できます。

この「まとまった力」は、むろん自然にできあがるものではありません。地区コミュニティや自治会の活動として実施される夏祭りや文化祭等を通して住民同士の絆を築き、市民一人ひとりの意志と意気込みと協力で創られるものです。

また加えて、「地区防災会」は、地区内で活動する「自主防災会」との融合を図り、地区が一丸となって防災活動が円滑に実施できることを目指すとともに、既存組織の機能を活かした連絡体制をはじめ、地区全体の避難訓練、避難所運営などを担います。

IV 普段からのネットワークを活かした連絡網の整備

災害発生の恐れや災害が発生した場合には、災害情報の収集および伝達の善し悪しが、その後の的確な予防・応急対策に大きく影響します。特に、災害時は流言飛語が飛び交い、混乱を招き、被害を大きくする恐れがあります。

そのため、市や消防などの防災関係機関との連携を密にし、正確かつ迅速に災害情報が伝えられるような体制をとることが大切です。



本市では、情報伝達手段の一つとして、市全域を網羅する32の地区コミュニティに伝達できるネットワークをもつ高槻市コミュニティ市民会議の「緊急連絡網」等を活用するとともに、各地区コミュニティが保有する、地区内の自治会や各種団体との連絡体制などを活かした連絡網の活用が有効と考えられます。

また、正確かつ速やかな情報伝達と、情報を共有する体制が求められることから、市民と市は、それぞれに連絡窓口を1本化し、普段からのネットワークを活かした双方向の連絡体制を構築できる環境を整えておくことも重要となります。



支えあう関係づくりが地区の防災機能を高める

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災において、旧北淡町富島地区（現淡路市）は震源地に近く、全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにもかかわらず、発災（午前5時46分）の後、普段からの見守りネットワーク活動が機能し近隣同士の助け合いや消防団の活躍により、発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了しました。

また、普段から支えあう関係が築かれていた神戸市真野地区では地域ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めることが出来ました。

こうした例からも、普段から支えあう関係をつくり、地域とのつながりを持つことの重要性がわかります。



旧山古志村、たった1日で全員避難

平成16年の新潟県中越地震では、各地で尊い命が失われました。

その中で旧山古志村（現長岡市）において震度6強を記録し村外に通じる道路が寸断され、ほぼ全村民が村内に取り残されたにもかかわらず、長岡市・小千谷市などへの避難が円滑に行われました。

地震当日、防災機関からの取り残されている人員確認の問い合わせに対し、村長は「2,168名の村民の内、5名が避難の説得に応ぜず残留する。その他には、行方不明者はいません！」と回答。防災機関は要救助者の内容が正確に判明出来たため、救助、救出活動が有効・効率的に実施でき、迅速な救出に結びつきました。

村長が、あの様な非常事態下で極めて正確に状況を把握できていたのは、各集落で行政のお手伝いをしてもらっている区長が、普段から住民の動向を完全に把握し、その情報が間違いなく村長の下に集まってくる！という仕組みにありました。

これこそ、生きたコミュニケーション、そして、全員避難成功は地域コミュニケーションの勝利だったと言えます。

親密なコミュニケーションは、一朝一夕には得られないでしょうが、日々のあいさつが街を救うかもしれません。日々のあいさつからコミュニケーションを高めましょう。

02

自主防災組織の結成

I 自主防災組織をつくるには

自主防災組織を結成するには、まずは一人ひとりが防災への関心を持ち、地区全体で安全・安心な暮らしを守る意識を高めるとともに、研修会や市の出前講座等を活用し、参加のきっかけづくりをしていく必要があります。

自主防災組織の規模を考えると、各種団体、学校、企業等のあらゆる主体が参画する広域的な機能を持つ「地区コミュニティ」と、最も身近な住民組織である「自治会」を基盤に防災組織を結成することが効果的です。また、地区コミュニティを基盤に組織する「地区防災会」と自治会を基盤に組織する「自主防災会」の相互の役割や機能を理解し合い、相互連携した取組を展開することが有効です。

なお、小規模単位である「自治会」の場合は、複数の自治会が連携して「自主防災会」を結成することも考えられます。



防災組織づくりの契機とは！

自主防災組織づくりのためには、何らかの契機が必要であり、それを的確につかみ、どのように育てていくかが大切です。組織化の契機として考えられるのは、次のようなものがあります。

- ◆高槻市全域大防災訓練に参加し、生命と財産を自助・共助で守ることの大切さを実感し気運が高まった。
- ◆南海トラフ地震の発生が予想され、住民の防災についての関心も高まり、組織づくりの基盤が自然にできた。
- ◆過去に風水害や土砂災害を被った体験をもつ地区で、その共通体験から、住民が共同・連帯して災害に対処するようになった。
- ◆ニュースなどで災害の被害を見聞きして防災意識が高まった。
- ◆コミュニティ活動が非常に盛んな地区において、コミュニティ活動の一環として防災対策を取り入れるようになり意識が高まった。
- ◆小学校とPTAが共同で繰り返し防災訓練を行い、それに地区全体の住民が参加するようになった。

◆ 保育園や幼稚園における避難訓練では、母親たちの付き添いが必要な場合が多いが、そのような集まりの中から組織化がはじまった。

◆ 住民の信望を集めている自治会の役員が、防災に非常に熱心で、災害への備えに工夫を凝らし、これが自治会活動を通じて地区住民の間に広がった。

◆ 自治会活動で被災地の視察を行ったことをきっかけに防災意識が高まった。



Ⅱ (地区コミュニティの場合)地区防災会づくりの手順は！

「地区防災会」をつくるには、地区コミュニティの住民全てが防災意識を持ち、既存組織の機能を活かした連絡体制や避難所運営などを主体的に担える広域的な組織を自発的に構築することが大切です。

また、地区コミュニティ内の自治会（「自主防災会」）と連携した防災組織づくりを進めることが大切です、防災リーダーについても、地区コミュニティや自治会に拘らず、市の防災指導員育成事業等を受講した住民に活躍してもらおうことを考えましょう。

地区防災会を創設するには、大きく次の3つの場合が考えられます。

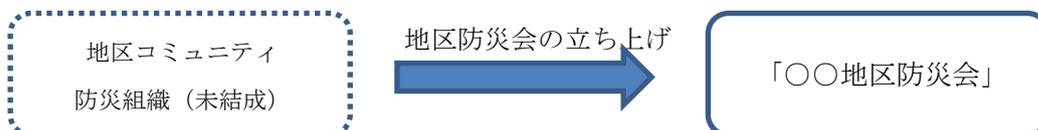
① 既に地区コミュニティ単位の防災組織がある地区

地区コミュニティ単位の防災組織の名称を「〇〇地区防災会」に変更する。



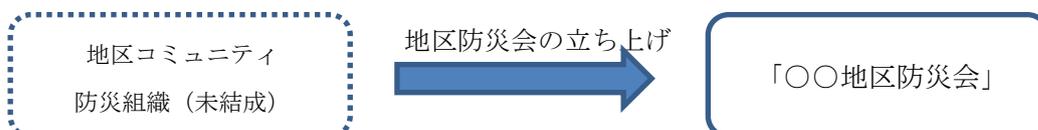
② 地区コミュニティ単位の防災組織は無いが、単位自治会にはある地区

地区コミュニティ単位の防災組織を立ち上げ、その名称を「〇〇地区防災会」とする。



③ 地区コミュニティ単位と単位自治会の両方に防災組織がない地区

地区コミュニティ単位の防災組織を立ち上げ、その名称を「〇〇地区防災会」とする。

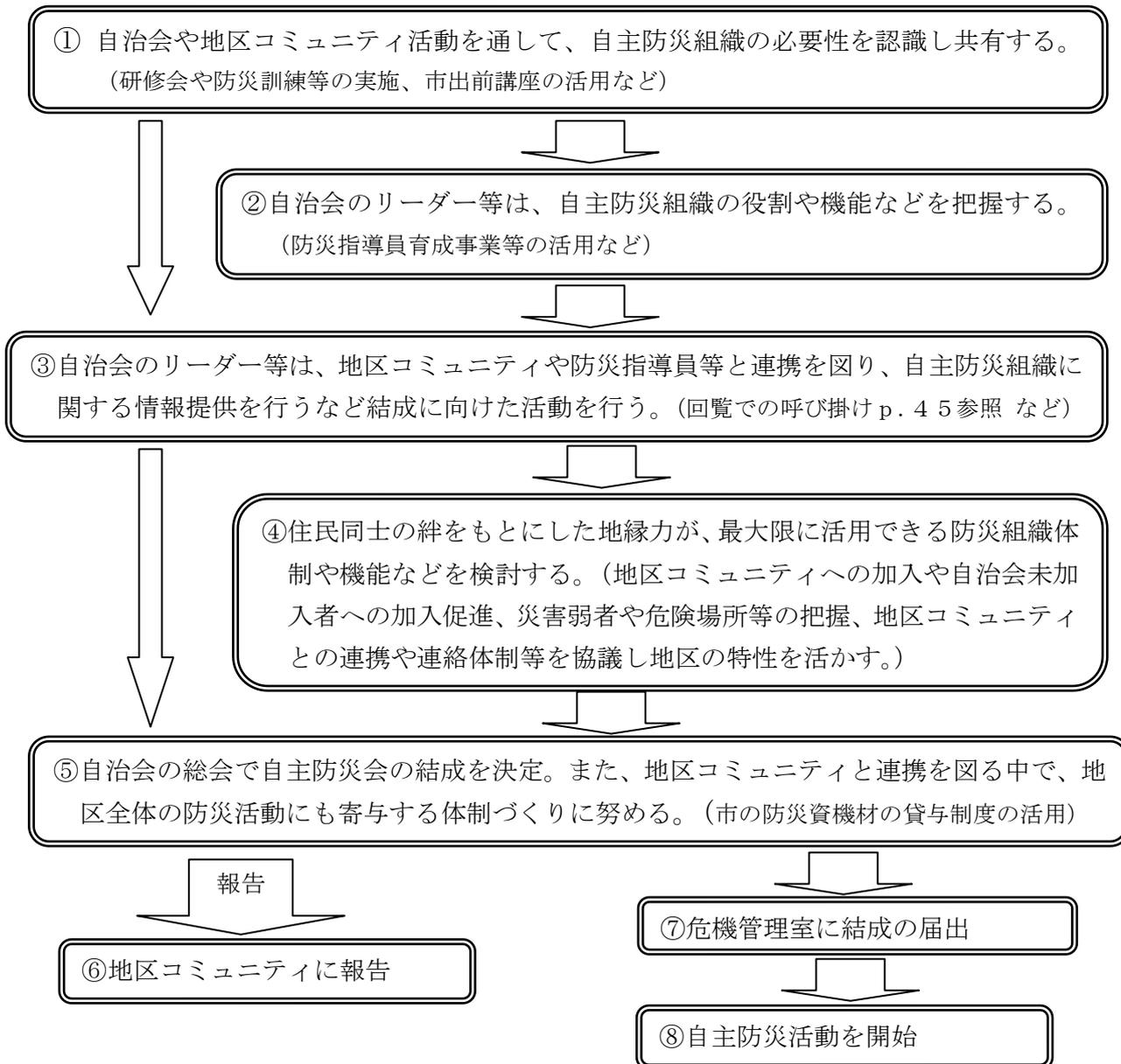


Ⅲ (自治会の場合) 自主防災会づくりの手順は！

「自主防災会」をつくるには、住民一人ひとりが防災意識を持ち、次のフローチャートを参考として、組織を自発的に結成することが大切です。

また、自治会を構成団体とする地区コミュニティ（「地区防災会」）と連携した「自主防災会」づくりを進めることも大切です。

なお、結成した組織を活発に継続させることが重要ですので、防災指導員育成事業等の制度を活用しながら防災リーダーを養成し、実情にあった組織づくりをしましょう。



※早い段階から危機管理室やコミュニティ推進室に相談し、取組を円滑に進めましょう。

Ⅳ 自主防災組織におけるリーダーとは！

ひとつのことを多くの人数で取り組むとき、リーダーの存在は大変重要となります。特に、災害などの非常事態が起こった場合、個人個人で勝手な行動をとると被害を増大させたり、混乱させたりすることになりかねません。

このようなときに、的確な指示を行うことができるリーダーがいれば、被害を未然に防ぎ、被害の拡大を最小限に抑えることができます。良きリーダーを見つけることは、これからの防災活動の活性化にとっても重要なことですので、リーダー探しと育成は、組織づくりの第一歩として、大きな課題のひとつです。

1 リーダーは、地区全体で育てる

自主防災組織にとって、リーダーの役割は重要ですが、リーダーの高齢化・人材不足・順番制でやる気がない・短期間で役員交代となるので継続性に乏しい・専門知識がないので適切な行動がとれないなど、地区内においては、いろいろな問題や課題を抱えています。

これらのことを解決するために、次のような方法や工夫も必要でしょう。

- ① 地区内の危険箇所・防災に詳しい人材や活動経験者などを積極的に活用する。
- ② 一人のリーダーにかかる負担を小さくする。
- ③ 組織としては、「自分たちが、リーダーを育てる」という意識のもとに、リーダー任せにせず地区みんなで協力する。

なお、自主防災組織にとって望ましいリーダーは次のとおりです。

- ① 防災に関心が高く、行動力がある
- ② 普段からのコミュニティ活動にも積極的である
- ③ 地区において人望が厚い
- ④ 自己中心的でなく、地区住民全体のために考えられる
- ⑤ 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる
- ⑥ 行政や他の自主防災組織などの防災関係機関とのパイプ役になれる



普段からの自主防災組織の活性化を図るうえで、このようなリーダーの重要性は言うまでもありませんが、災害発生直後の混乱した状況において、消火・救助を進めていくうえでは、次のような人材が求められます。

- ① 非常時の現場の状況を取りしきる力がある
- ② 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある
- ③ 消火、救出、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある

災害発生直後は、周囲の住民を消火、救出、避難誘導などの活動に導くことのできる人材が求められ、こうしたリーダーは地区に何人いてもよいと考えられます。

お祭りなどの活動において、熱心に活動されている人をみつけて交流を図りながら、潜在的にリーダーたり得る人物を発掘し協力しあう関係づくりが重要です。

2 リーダー養成のための制度の活用

災害に関する知識や災害時応急対策の実践に関する基礎知識、技術の習得を目的とする防災指導員養成事業や出前講座を活用してリーダーを養成することが大切です。

また、地区全体の防災知識・防災技術等の普及啓発ができるリーダーを育成するには、多様な研修機会を活用するとともに、研修会に参加する人材についても組織で計画的に決めるなどの取組も重要です。

= 防災指導員育成事業に参加を =

高槻市では平成15年度から防災指導員育成事業を実施し、防災に関する研修会や実技指導など、個人の防災知識・技術の習得の促進を図っています。また、自主防災組織などの拡大と充実を図ることを目的に、研修修了者が中心となって各地区における防災意識の啓発・防災活動の活性化に取り組んでおります。皆さんも防災指導員育成事業に参加しましょう。

担当窓口 総務部危機管理室 ☎674-7314

3 自主防災組織と防災指導員

防災指導員は、防災知識や技術等を習得していることから、地区コミュニティや自治会における防災活動の向上に重要な役割を担うものです。

防災指導員は、防災指導員養成講座等で習得した成果を個人の知識だけに留めるのではなく、地区の防災リーダーとして、地区住民が自主防災組織の一員として活動してもらえ環境を整備するなど、知識を活かした地区住民への啓発・技術指導や訓練の企画などを実施しましょう。

03

自主防災組織の取組

I 普段から準備しておくもの・取り組んでおくもの

災害発生時に適切・的確に、かつ安全に対応するためには、地区内の一人ひとりが日頃から防災に関する正しい知識と技能の修得を図り、災害に対する備えをどれだけ行っているかが災害時の被害の大きさを大きく左右します。

本市では、地区コミュニティが実践する地域振興活動を支援するため高槻市地域振興補助金を支給しています。平成26年度から、当該補助金を充実し、地区コミュニティが行う防災活動にかかる費用（1地区10万円以内）も助成対象になりました。

この補助金等を有効に活用いただき、次のようなことを、日頃から考え取り組んでおくことが必要でしょう。

1 防災意識を徹底するために、積極的な啓発活動に取り組もう！

① 「たかつき防災ノート」を活用しましょう！

避難所や避難ルートの確認など、「たかつき防災ノート」を活用した防災意識の向上に努めましょう。

（防災ノートがお手元になれば総務部危機管理室（Tel. 674-7314）まで。ただし、在庫限りとなります。）



② 「防災便り（広報紙）」などを発行しよう！

地区内における過去の災害事例など、防災に関する知識や情報を掲載した新聞・チラシ・パンフレットなどを作成し、各戸に配布しましょう。また、既に発行しているコミュニティだよりなども活用しましょう。

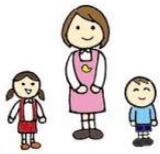
③ 防災講演会や座談会を開催し、地区住民へ参加を呼びかけよう！

地区住民との顔のみえる関係づくりやコミュニケーションを促進するため、学習会・座談会や講演会・研修会を企画し開催するとともに、市や消防などの防災関係機関が主催する防災講演会などへの参加を積極的に呼びかけましょう。

講演会などへの参加は、防災関係の話を聞き理解を深めるだけでなく、住民参加の第一歩となる場（機会）づくりとしても重要です。

④ 啓発の方法を工夫しよう！

地区の祭り等のイベント、子ども会活動、環境活動等の地区活動をはじめ、あ



あらゆる集まりにおいて、防災に関する要素を取り入れるよう働きかけるというアプローチ（p. 37「体験イベント型訓練」参照）も有効です。また、防災に関する専門知識や災害体験を持っている地区住民を積極的に活用した研修会などの開催も防災意識の高揚に役立ちます。

なお、高齢者、障がい者などの災害時要援護者や女性をはじめ、地区内の各種団体が参加しやすい雰囲気づくりにも心がけましょう。

《啓発のためのチェックポイント》

- ① 家庭や自治会で防災に関する会議を開く資料や教材等として、「たかつき防災ノート」を活用することを日頃から周知徹底することが大切です。
- ② 知識や技能の習得・情報の収集などの啓発活動は、単発的・一時的ではなく、継続して繰り返し行うことが大切です。
- ③ 災害に対して地区内の人々が力を合わせて立ち向かうためには、活動内容や役割分担について、日頃から周知徹底することが大切です。



- ④ 昼夜問わず防災活動を可能とするため、女性の参画や昼間に市内在住する学生等の特性を活かした活動内容や役割分担を整備し、日頃から周知徹底することが大切です。
- ⑤ 地区内における危険箇所（土砂災害危険箇所など）や防災倉庫、土のうステーション等の所在確認など、防災問題に関する地区特有の注意する点は、徹底して周知することが大切です。

2 地区内の防火意識の向上に努めよう！

- ① 災害発生時の火災は、被害の拡大の大きいです。消火資機材などは、日頃から点検
- ② 災害時に使える消火用の水源などは、よう。古井戸や小川等の活用も検討して
- ③ ガスコンロやストーブなど、火気設備の点検整備については、地区内で「点検の日」を設けるなどの工夫をし、一斉に点検できるような体制を整備しましょう。
- ④ 灯油・食用油・各種スプレーなど、家庭内にある可燃性の危険物品は、出火や火災拡大の大きな原因となりますので、各世帯において安全に保管するよう、地区内に周知徹底しましょう。



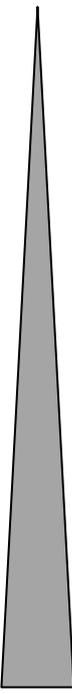
きな原因のひとつとしておきましょう。把握しておきましょう。

3 地区内の緊急連絡網を整備しよう！

地区内には、自治会をはじめ多くの団体や企業が活動しています。あらゆる主体が連携して緊急連絡網を整備することについては、災害対応を迅速にする上で必要なことは

言うまでもありません。

本市の災害対策本部は、気象情報、地震や土砂災害警戒情報等による情報収集や河川の巡視等を行い、その状況に応じて市民へ避難情報（下表参照）を発令します。

緊急度	区分	発令時の状況	住民に求める行動
	避難準備情報 (要援護者避難)	●災害発生の可能性が予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> ●家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ●自宅内の高所や斜面から離れたところなど、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ●避難支援者は支援行動のための準備を開始 ●災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
	避難勧告	●避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●指定された避難所への避難行動を開始 ●災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ●堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ●人的被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ●未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

市民への情報伝達手段には、防災行政無線、市ホームページ、エリアメール、ケーブルテレビ、緊急連絡網など、複数の連絡手段を活用して多くの市民に迅速に伝達しますが、情報の受け手となる市民側の対応も重要となります。その対応の一つが、市民により作成される連絡網です。

- ① 連絡網は、普段から使用している地区コミュニティや自治会等の連絡網を有効的に活用し作成することが大切です。
- ② 市の災害対策本部と市民との双方向の連絡手段としては、高槻市コミュニティ市民会議緊急連絡網や自主防災組織連絡会緊急連絡網等が考えられますが、市の災害対策本部と市民は、それぞれの代表窓口（一本化）を決めておくことが重要です。
- ③ 連絡網は、市民の生命・身体の保護に関わる重要な情報網です。高齢者、障がい者などの災害時要援護者へもスムーズに情報伝達できるように工夫しましょう。
- ④ 災害発生時に情報を正確かつ迅速に地区内に伝えられるように、定期的に情報伝達訓練を実施しましょう。

なお、連絡網の作成にあたっては、地区住民に連絡網を目的外で使用しない事を理解してもらいながら整備するとともに、個人情報の取扱に十分注意しましょう。

4 地区内の危険箇所などを把握し、防災マップを作成しよう！



地区内には、二次災害の原因や緊急避難時の障害になるような危険が潜んでいます。住民一人ひとりが避難場所や危険箇所などを把握しておくことは、災害発生時に的確な行動や活動をするために、非常に重要なことです。

そこで、災害発生時に必要となる地区情報をまとめた「防災マップ」を作成し、どのような事態が発生しても、迅速・的確に対応できるようにしておきましょう。

防災マップは地区住民が力を合わせて作成することによって、地区の防災意識の向上にも効果が期待されます。

[防災マップ上にチェックする防災施設・危険物・危険箇所など]

防 災 施 設	危 険 物 ・ 危 険 箇 所	
一時集合場所	崖	土砂災害危険箇所等
避難所・広域避難地	自動販売機	ブロック塀
防災倉庫・土のうステーション	石塀	ビル街のガラス窓
災害協定を締結する企業や店舗等	屋外広告物など落下物危険箇所	
公衆電話	工場・倉庫・ガソリンスタンドなどの危険物取扱施設	
消火栓		
貯水槽	野積みの資材	橋
消防署など防災関係機関	河川・池・水路	その他の危険区域

※ 上記については参考例ですので、通学路や避難経路の掲載なども含め、地区にとって効果的に活用できる防災マップを作成しましょう。

5 災害時に備えて、防災訓練を計画・実施しよう！

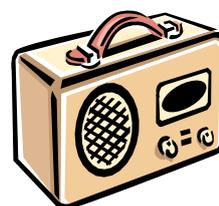
災害が発生したときに、被害を最小限に食い止めるために最も大切なことは、一人ひとりが落ち着いて適切に行動することです。特に地震の場合は、同時に発生する火災を地区の一人ひとりが力を合わせて、初期消火の活動を行うかどうかで、被害の大小を左右します。また、土砂災害（がけ崩れ・地滑り・土石流）の場合には、多くの場合何らかの前兆現象があり、その前兆に気付いたら即座に地区住民へ情報を伝達し、安全な場所に避難できるかどうかで、被害の大小は左右されます。

そこで災害発生時に、とっさに適切・的確な行動に移せるようになるためには、日頃から訓練を積み重ね、防災行動力を養う以外ありませんし、その取組を繰り返すことが一番大切なことです。

防災訓練の計画や取組方法については、第6章を参照してください。

6 日頃から、防災資機材等を備蓄し、使い方を習得しておこう！

- ① 災害時に、自主防災組織が効果的な機能を果たすためには、役割分担などの体制整備と、その活動を円滑に取り組むため、防災資機材等の備えが必要です。
- ② 防災資機材等は、いつでもすぐに取り出せ、大きな地震でも取り出し不能に陥らないような保管を工夫しましょう。
- ③ 自主防災組織のメンバーは、誰もがすべての用具を扱えるように、日頃から使用方法などについての確認をしておきましょう。特に、動力ポンプを所有している組織は、その扱い方について確認しておきましょう。
- ④ 防災資機材などの保守点検は、各班で責任をもち、故障や劣化が見つかった場合は、直ちに対応するとともに、必ず記録はつけておきましょう。
- ⑤ 役割別・機能別の防災資機材としては、次のようなものが考えられます。なお、自主防災組織の果たす役割や規模をはじめ、地区の実情や組織構成等が異なりますので、どのような資機材が必要なのかは、組織内において充分検討することが必要です。



役割および機能	防災資機材（救出用具など）
情報連絡用	電池メガホン・トランシーバー・住宅地図・トランジスターラジオ・模造紙・メモ帳・油性マジック（安否・被害情報等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	消火器・バケツ・砂袋・小型動力ポンプ・防火衣・消火用ホース・ヘルメット・とび口 等
水防用	救命ボート・救命胴衣・防水シート・シャベル・ツルハシ・スコップ・ロープ・かけや・くい・土のう袋・ゴム手袋 等
救出用	バール・はしご・のこぎり・スコップ・なた・おの・ジャッキ・ペンチ・鉄線鋏・ハンマー・ロープ・チェーンソー・チェーンブロック・ヘルメット 等
救護用	担架・救急セット・テント・毛布・シート 等
避難用	たかつき防災ノート・強力ライト・標旗・ロープ・メガホン・警笛・車椅子 等
給食給水用	釜・鍋・こんろ・給水タンク・ガスボンベ 等
その他	防災資機材保管庫・リヤカー・発電機・照明機・ビニールシート・携帯電話機用充電器 等

※ 防災資機材は、定期的な点検を怠ると動作不良になるものもあるため、「点検の日」を定めるなどの工夫をして、定期的・計画的に整備点検を行い、いつでもすぐに活用できるようにしておきましょう。

Ⅱ 災害時に対応する活動内容

市民の自衛意識と連帯感に基づいて組織される防災組織は、地区コミュニティを基盤に組織する「地区防災会」と、自治会を基盤に組織する「自主防災会」があります。

「地区防災会」は、広域的な防災活動を基本として、方面隊と連携した避難所運営や自主防災会との連携による被災情報等の収集・伝達等に努めましょう。

また、災害発生時は、十分な防災活動が期待できないなどの悪条件が重なり、防災関係機関の活動は著しく困難になることが予想されます。

そのため「自主防災会」は、身近な地区で被害を最小限に抑える防災活動を基本として、住民同士が協力して被災の拡大をおさえ、一人でも多くの人々が危険から逃れ、生命と財産を守るための活動に努めましょう。

1 正確かつ迅速な情報の収集および伝達に努めよう！

- ① 災害発生への恐れや発生した場合には、正確な災害情報の収集およびスムーズな伝達なしには、的確な予防・応急対策ができません。特に、災害時は流言飛語が飛び交い、混乱を招き、被害を大きくする恐れがあります。

「地区防災会」と「自主防災会」とが互いに連携を図り、市や消防署など、防災関係機関との連携をとりながら、正確かつ迅速に災害情報が伝えられるような対応をすることが大切です。

また、高齢者、障がい者などの災害時要援護者へも速やかに的確な情報を伝達しましょう。

[災害時に収集・確認・伝達しなければならない情報例]

地震の場合	風水害・土砂災害等の場合
① 被害の状況 (火災状況並びに建物・道路・橋・崖地などの被害状況)	① 気象注意報 (大雨・洪水・強風・風雪・雷注意報など)
② 電気・ガス・水道・電話などの復旧見通し	② 気象警報 (大雨・洪水・暴風警報など)
③ 避難所の開設状況	③ 特別警報(大雨・暴風特別警報など)
④ 救援活動の状況	④ 土砂災害警戒情報
⑤ 給水・給食・生活必需品の配給の必要量、衛生上の注意 など	⑤ 竜巻注意情報
	⑥ 災害の状況 (水位・土砂災害の前兆現象など)
	⑦ 被害の状況 (住宅の損壊・浸水・崖崩れなどの被害状況)
	⑧ 市からの避難情報 など

※ 以上は参考例ですので、災害の状況に応じて臨機応変な対応を行ってください。

② 地区における災害状況の把握および情報の伝達については、主に「**自主防災会**」における情報班の果たす役割が大変重要となるので、災害時には次のような活動を迅速に取り組みましょう。

- * 情報班員は、自治会内の被害状況および必要な情報をいち早く収集し、「**自主防災会**」の責任者に状況報告をしましょう。
- * 「**自主防災会**」の責任者は、情報班からの情報を集約し、消火班の結集・避難命令の伝達など、適切な判断のもとに指示を行いましょ。
- * 適宜「**地区防災会**」へ状況を報告しましょう。
- * 火災や人命救助の必要な事態の場合は、その発生状況などを市や消防署など、防災関係機関へ連絡通報しましょう。
- * 最近は携帯電話などによる情報のやり取りが盛んになっていますが、災害時には、電話が不通になる場合もありますので、市などの防災関係機関や「**地区防災会**」との伝令方法や通報場所について、事前に協議しておきましょう。

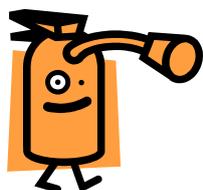
③ 土砂災害の前兆現象については、次のとおりです。情報班は、地区内パトロールで前兆現象に気が付いた場合は、即座に「**自主防災会**」の責任者へ報告するとともに、責任者は速やかに防災関係機関へ連絡しましょう。



がけ崩れ	土石流	地すべり
<ul style="list-style-type: none"> ・斜面に亀裂 ・小石が斜面から落ちだす ・地鳴り ・湧き水が濁る など 	<ul style="list-style-type: none"> ・山鳴り ・溪流の水が急に濁り、流木が混じる ・降雨中に溪流の水が減少 ・腐った土のような異様なにおい など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面に亀裂や陥没 ・斜面から水が噴出 ・井戸や沢の水が濁る ・亀裂や段差の発生 など

2 災害発生時（主に地震）には、出火防止・初期消火に努めよう！

① 災害が発生した場合、まずは、自分自身の安全を確保し、その後、揺れがおさまった時に、火災を防ぐため使用中のガス器具やストーブなどの火を消し、ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜き、電気のブレーカーを切って避難を行いましょ。

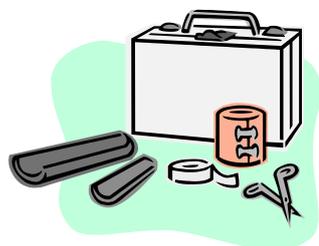


② 大地震が発生した場合には、火災の同時多発・建物の倒壊や地割れ、停止車両による消防車の通行不能・水道管の折損による消火栓の使用不能などの状況が発生し、消防機関の活動は大幅に制限されます。このような状況のなかでは、主に「**自主防災会**」が中心となって、迅速な初期消火に取り組むことは、被害の大小に大きく影響します。

- ③ 地震や火災が発生した場合、消火班員は自分の家庭の出火防止措置及び安全措置を実施したのち、速やかに事前に決めた場所に参加し、必要な班員が集合次第、出動しましょう。消火のための放水は、原則として屋外で行いますが、火災が拡大し危険となった場合は、消火活動を中止し、すばやく避難しましょう。なお、消防車など消防機関が到着したら、その指示に従い協力しましょう。
- ④ 地区の状況に応じて、消防機関や企業等の自衛消防隊などとの連携・協力については、事前に十分な協議をしておきましょう。

3 救出救護活動は、次のようなことに配慮しよう！

- ① 救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して行いましょう。
- ② 救出作業は、できるだけ周囲の人々の協力を求め、二次災害の発生の防止に努めましょう。
- ③ 火災が発生した場合は、消火作業を行いながら、倒壊物の下敷きになった人などの救出活動にあたりましょう。
- ④ 負傷者への対応は、応急手当を行い、重傷者などについては、救護所・医療機関へ搬送しましょう。
- ⑤ 消防車など、防災関係機関が到着すれば、その指示に従い協力しましょう。



4 避難誘導を行う場合は、安全を第一条件と心がけよう！

- ① 災害発生時の恐れや発生した場合、市長は必要に応じて、危険な住民に対して避難情報を発令します。
しかし、土砂災害警戒情報が発表されるなど、危険が迫ったときは、自主防災組織として自主的に判断して避難することが必要な場合も生じます。
- ② 避難誘導の責任者は、公共機関やラジオ・テレビ放送の情報に注意するとともに、情報班から被害状況等を収集するなど、避難に関する情報を正確・迅速に把握し、住民に速やかに伝達しましょう。
- ③ 避難誘導の責任者は事前に決めておき、災害時には責任者の指示に従って、全員が組織としてまとまって避難するようにしましょう。
- ④ 避難誘導の責任者は、予定避難地・避難路の状況を確認し、安全な経路を選定しましょう。



- ⑤ 当該住民が他の組織の住民と混乱・混同しないように、避難誘導班員は自分たちの目印（例、腕章など）となるものを身に付けましょう。
- ⑥ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者の所在は日頃から確認しておき、車椅子や担架などでの搬送により、全員が安全に避難できるようにしましょう。

5 災害発生時におけるライフライン（電気・ガス・水道・交通機関など）の供給停止などに備え、給食給水活動は、次のようなことに配慮しよう！

- ① 備蓄資機材等を活用し、炊出し等の給食給水活動が行えるよう備えましょう。
- ② 災害時には、井戸・水槽・池・プールなどの水を、生活用水として使用しましょう。

③ 食料品などの救援物資は、配給計画を策定し、高齢者、障がい者などの災害時要援護者に配慮しながら、公平・平等に整然と配布しましょう。また、女性用物資の配布方法を含め、女性による配布体制づくりにも取り組みましょう。



④ 各家庭においても、数日間生活できる程度の非常持出品（※下記一覧表参照）などは、備蓄しておきましょう。

非常持出品一覧	
■食品（アルファ化米、カンパン、レトルト食品、缶詰など）	■（すべり止め付）軍手
■飲料水	■毛布（緊急用小型ブランケット）
■救急箱（消毒液、三角巾、包帯、絆創膏、胃腸薬、かぜ薬など）	■衣類（肌着、靴下、帽子など）
■懐中電灯（予備の乾電池）	■雨具
■携帯ラジオ（予備の乾電池）	■レジャーシート
■筆記用具	■生理用品
■ライター	■洗面用具、石けん、タオル
■缶切り	■マスク
■ナイフ	■（ウェット）ティッシュ
■紙容器	■ポリ袋
■食品用ラップフィルム	■トイレットペーパー
■筆記用具	■ガムテープ

※ その他、貴重品（硬貨を含む現金、貯金通帳、印鑑、保険証、パスポート、携帯電話、各種かぎなど）も忘れずに！

6 避難所運営に協力し、円滑な避難所生活を送れるようサポートしよう！

- ① 災害発生の恐れや発生した場合には、避難所が開設され、方面隊（市職員）が運営にあたります。当然ながら、方面隊だけでは十分な対応ができず、地区住民の協力が必要となります。
- ② 主に「**地区防災会**」が中心となって、方面隊と連携しながら避難者の受け入れや避難所生活のサポートを行いましょう。
- ③ 地区に避難所が複数個所ある場合は、誰がどの避難所の運営を担うのかをあらかじめ

じめ決めておくことが大切です。

- ④ 避難所では、受付（避難者名簿の作成）や炊き出しのほか、地区の実情や被災状況に応じた対応が求められます。「市の災害対策本部」の指示に従いながら、方面隊と連携して迅速・的確に行動しましょう。
- ⑤ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者および女性に配慮した運営を心がけましょう。
- ⑥ 他地区や応援ボランティア等の受け入れ（受援力）を想定し、避難所ごとに受け入れ態勢を図っておくことが大切です。
- ⑦ どの避難所も収容人数や形態が異なることから、避難所ごとに適した避難所運営マニュアルを作成しておきましょう。

また、災害の種類（地震・風水害・土砂災害など）によって開設される避難所が異なることを事前に確認しておきましょう。

＝災害時の避難場所とは＝

種 類	使用する場面
緊急避難場所	<p>災害の危険から緊急的に逃れるための場所</p> <p>（例. 市立幼稚園、関西大学高槻ミュージーズキャンパス など）</p> <p>※洪水（河川ごと）、土砂災害、地震の災害種類ごとに指定</p>
避難所 ※避難所は、緊急避難場所を兼ねます。	<p>家屋の倒壊等により自宅で生活できなくなった被災者が一定期間滞在するための場所</p> <p>（例. 小・中学校、公民館、コミュニティセンターなど）</p>



広域避難地 準広域避難地	<p>大規模な火災が発生した場合に、炎や熱風、煙などから身を守る場所</p> <p>※延焼火災に対し有効な遮断ができる公園等の空地を指定</p>
-------------------------------	--



04

組織と役割分担

自主防災組織は、実際に災害が発生したときに、“なにを、どのようにするか”が最終の目的ですので、日頃の訓練や資機材の整備・保守点検、組織内の連絡体制の整備など、普段からの活動が重要になります。

自主防災組織が、災害発生時に迅速かつ効果的に防災活動を行うためには、活動内容を十分に分析し、組織内の役割分担や協力団体などとの関係を明確にしておくことが必要です。

I 自主防災組織の仕組み

自主防災組織は、災害が発生した時に十分に機能する為に、地区コミュニティの機能を活かした広域的な防災組織と、最も身近な住民組織である自治会の機能を活かした小域的な防災組織を結成して活動することが望ましいでしょう。

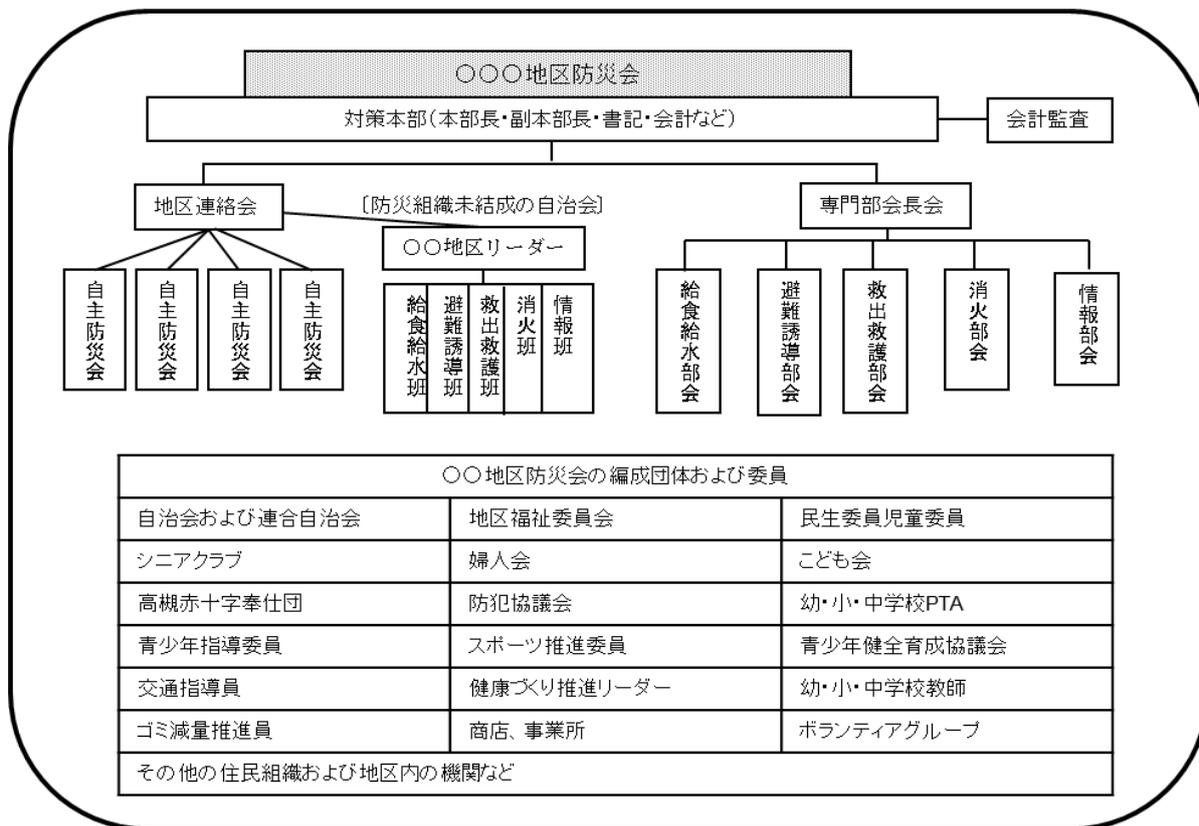
地区コミュニティを基盤に組織する「**地区防災会**」と、自治会を基盤に組織する「**自主防災会**」について、組織編成における留意点や組織例は次のとおりです。

《組織編成における留意点》

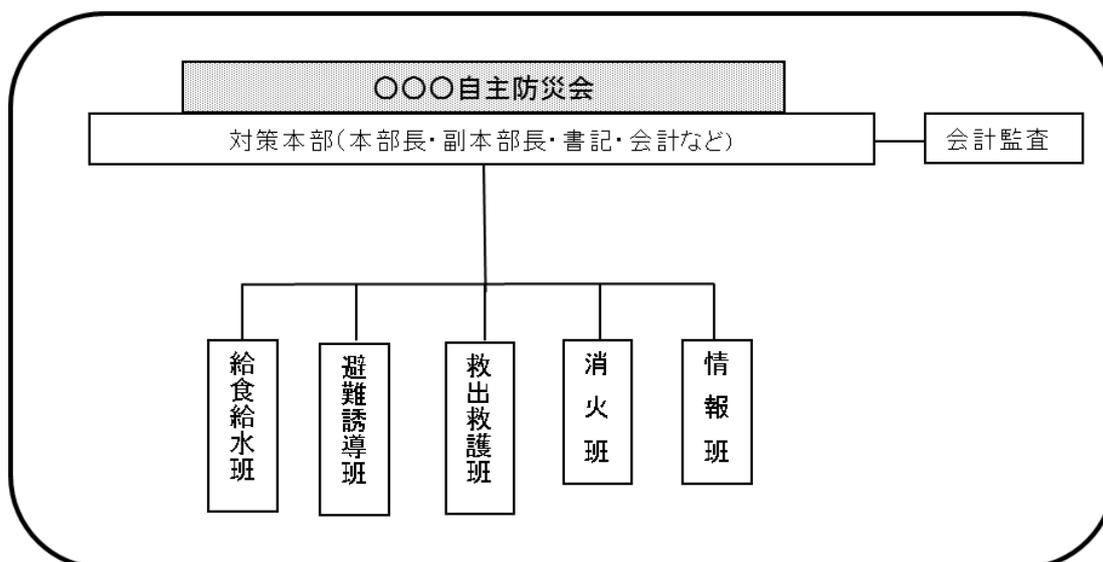
- ① 「**地区防災会**」には、本部長・副本部長・書記などで構成する本部を設け、各「**自主防災会**」などとの連絡調整機能をもった機関（地区連絡会）や、各部会活動の状況について把握調整する機関（専門部会長会）を設置するなど、効果的な活動ができるよう工夫をしましょう。
- ② 専門部会編成においては、水害危険地区では水防部会、土砂災害危険箇所では巡視部会など、地区の実情に応じて工夫しましょう。
- ③ ベッドタウンである高槻市では、昼間と夜間の在宅者数が異なるので、女性や学生にも参加を求めるなど、昼と夜の組織編成については工夫しましょう。
- ④ 災害発生時の一時的な避難場所の確保などのため、戸建て住宅や高層マンションの特性を活かした連携が図れるよう工夫しましょう。
- ⑤ 災害発生時には、地区内の全組織が同時に混乱することが予想されるため、遠隔の地区コミュニティや近隣自治会、応援ボランティア等の受け入れ態勢（受援力）が図れるよう工夫しましょう。

- ⑥ 「地区防災会」と「自主防災会」は、普段より互いに活動連携や情報共有が密に図れるような組織編成にしましょう。

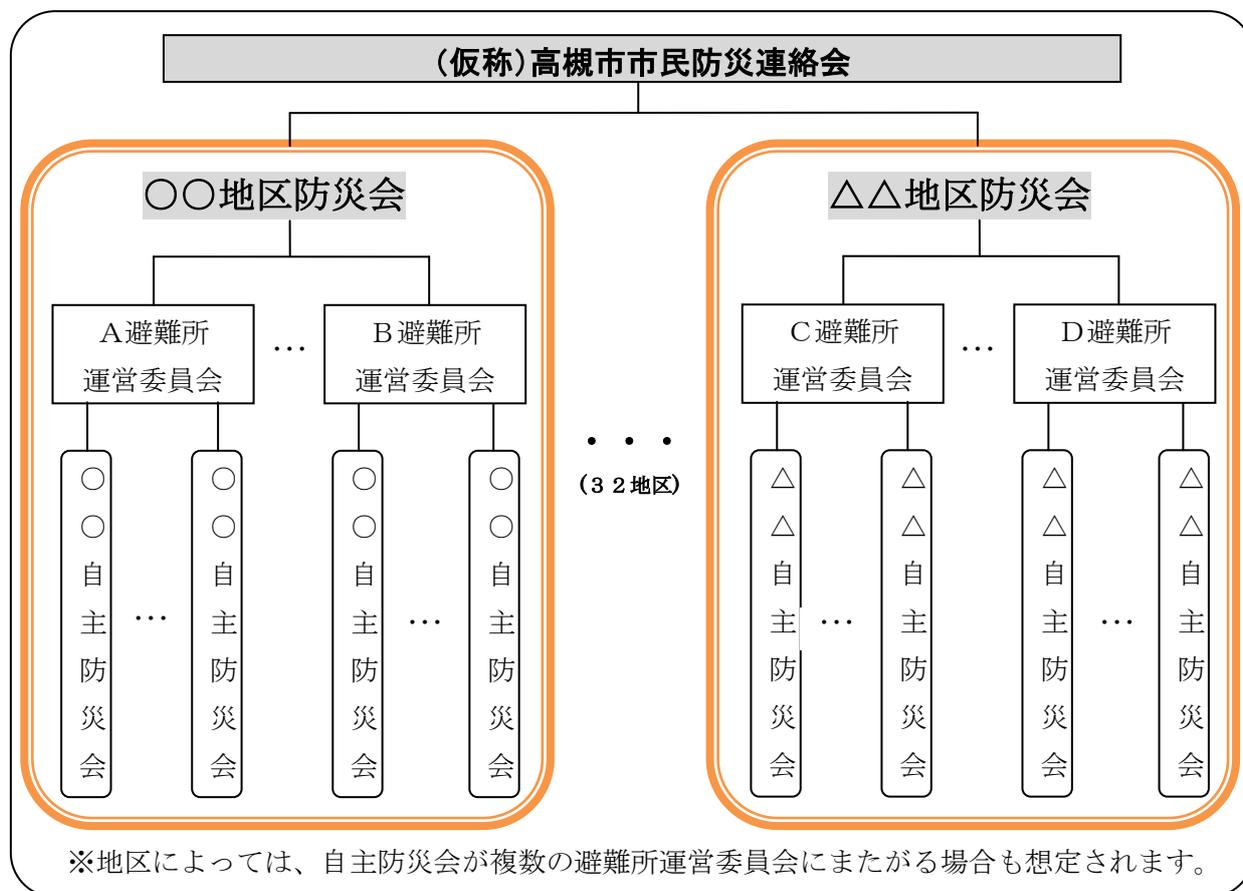
《地区防災会の組織例》



《自主防災会の組織例》



《本市が目指す防災組織の理想像》



Ⅱ 自主防災組織の役割分担と活動内容

防災活動は、普段(平常時)と緊急事態(災害時)のときの活動内容を整理することが必要です。要点をまとめると、役割分担と活動内容は、次のようなことが考えられます。ただし、災害の種類(地震・風水害・土砂災害など)によっては、求められる役割分担が異なります。災害の種類や地区の実情に応じて工夫しましょう。

なお、当然ながら、次に掲げる事項のすべてにおいて、「地区防災会と自主防災会との連携(災害発生時の情報収集および伝達を含む)」が必要不可欠であることは言うまでもありません。

《役割分担における留意点》

- ① 役割分担を決めるときは、地区や組織の実情に応じて、各班の活動量を検討し、特定の班に過重とならないようにしましょう。

- ② 各班の構成メンバーは、特定の地区住民に偏らないようにしましょう。
- ③ 各班のメンバーには、地区内の専門家や経験者(例えば、消防経験者は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救出救護班など)を配置するなどして、各班の活動に実効性をもたせましょう。
- ④ 班のメンバーは、腕章などで立場を明らかにしましょう。

1. 本部の役割	
1. 平常時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 組織の規約や年間活動計画および予算・決算の作成や編成 ② 組織内の連絡網の整備 ③ 防災会議(総会・役員会など)の開催 ④ 防災計画・防災訓練などの企画立案および方面隊(市職員)と連携した訓練の実施 ⑤ 各班の任務や活動の調整と統合 ⑥ 災害発生時の「対策本部」の設置場所およびその機能に関する検討や見直し ⑦ 防災関係機関および地区内の各種団体・学校・企業などとの折衝や協議 ⑧ 遠隔の地区コミュニティや隣接自治会等との連携協力体制の協議 ⑨ 応援ボランティア等の受け入れに関する協議 ⑩ 「災害発生時の行動」に関するマニュアルの作成 ⑪ 避難所運営マニュアルの作成 ⑫ 組織の充実や活性化を図るために、新規メンバーの勧誘
2. 災害時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 「対策本部」の設置 ② 「市の災害対策本部」との連絡・調整 ③ 方面隊(市職員)と連携した避難所運営 ④ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者や女性に配慮した避難所の運営 ⑤ 各班への活動体制の指示、および各班間の調整(優先順位の決定と各班への応援の指示など) ⑥ 応援ボランティア等への役割付与(行動目的と内容を明確に指示) ⑦ 防災関係機関との情報授受手段の確保 ⑧ 被害状況の迅速・的確な把握と各班および「市の災害対策本部」への速報 ⑨ 防災関係機関への的確な情報の提供 ⑩ 地区内の企業などとの迅速な協力

【対策本部の活動ポイント】

1. 組織の円滑な継続を考え、活動の活性化を工夫しよう！

同じ取組の繰り返しでは、緊張感が薄れ自主防災組織の存在そのものが有

名無実（なむじつ）に陥（おと）りかねません。活動（かどく）があまり奇抜（きばつ）であつても困（こ）りますが、マンネリ化（まんねりか）は避けなければいけませんので、取組（とくぐみ）については工夫（くわふ）しましょう。

2. 若者（わかもの）にも組織（そくし）への参加（さんか）を積極（せきじき）的に呼びかけよう！

自主防災組織（しゅしゅぼうさいそくし）は、緊急事態（きんぎょうじたい）への対応（たいおう）を最大の目的（もく）としていますので、活動（かどく）的な若者（わかもの）の力（ちから）は、大きなものがあります。大震災（おほいしんさい）（東日本（とうにっぽん）、阪神（はんしん）・淡路（たんろ））でも、若者（わかもの）のボランティア活動（ぼんたに活動）が注目（ちゆめい）されましたが、若者（わかもの）の目を生活（せいかつ）の場（ば）である地区（ちく）に向けてもらうことも、自主防災組織（しゅしゅぼうさいそくし）の活動（かどく）の大きなテーマ（てま）のひとつです。

2. 情報班（じやうほうばん）の役割（やくわり）	
1. 平常時（ひやうじょうじ）の活動（かどく）	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区住民（ちくじゆうじん）への防災知識（ぼうさいちしき）の普及（ふく）や防災意識（ぼうさいいしき）の啓発（けいはつ）・高揚（こうやう）に関する広報活動（くわんするくわんぱくかどく） ② 広報活動（くわんぱくかどく）のための各班（ばん）との調整（ていせい） ③ 防災便り（ぼうさいべんり）（広報紙（くわんぱくし））の発行（はつぎやう）や防災講演会（ぼうさいこうげんかい）・座談会（ざだんかい）などの開催（かいさい） ④ 災害発生時（さいがいはっせいじ）の情報収集（じやうほうしゆじゆ）および伝達（でんた）（特に地区住民（ちくじゆうじん）へ）方法（はうほう）の研究（けんぎゆ）と確立（かくてい）（マニュアル（まにやうる）の作成（さくせい）） ⑤ 高齢者（こうれいしや）、障がい者（しょうがいしや）などの災害時要援護者（さいがいじやうえんごしや）の状況把握（じやうきょうはく）および情報伝達（じやうほうでんた）方法（はうほう）の工夫（くわふ） ⑥ 地区内パトロール（ちく区内ぱとろーる）による土砂災害（どささいがい）の前兆現象（ぜんしやうげんじやう）の有無確認（うぶななかくん）
2. 災害時（さいがいじ）の活動（かどく）	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止（しゅつかぼうし）をはじめ被害抑制（ひがいしやく）・混乱回避（こんらんかいゐ）・秩序維持（ちつじゆゐぢ）など、パニック防止（ぱにっくぼうし）をめざした迅速（じゆんすん）・的確（てきやく）な広報活動（くわんぱくかどく） ② 出火（しゅつか）の際（とき）の状況（じやうきょう）の広報（くわんぱく）、消火活動（しゆふかどく）への協力（きやうり）の呼びかけ ③ 高齢者（こうれいしや）、障がい者（しょうがいしや）などの災害時要援護者（さいがいじやうえんごしや）への情報伝達（じやうほうでんた） ④ 被害状況（ひがいじやうきょう）の正確（せうかく）な集計（しゆけい）や「市の災害対策本部（しやうのさいがいたいさくほんぶ）」などからの情報収集（じやうほうしゆじゆ）および「対策本部（たいさくほんぶ）」との連絡調整（れんらくていせい） ⑤ 避難指示（ひなんしじ）などの防災関係機関（ぼうさいかんげいきかん）（「市の災害対策本部（しやうのさいがいたいさくほんぶ）」など）からの重要情報（じゆうじやうじやうほう）を住民（じゆうじん）へ迅速（じゆんすん）に伝達（でんた）

【情報班（じやうほうばん）の活動ポイント（かどくぽいんと）】

1. 情報は命（いのち）です。「正（ただ）しく集約（しゆやく）する」方法を研究（けんぎゆ）しよう！

- ① 広報（くわんぱく）の役割（やくわり）は、情報（じやうほう）を正（ただ）しく確実（かくじつ）に伝えることです。
- ② できるかぎり、すべての情報（じやうほう）を集め、正確（せうかく）に整理（せいり）し、的確（てきやく）かつ簡潔（かんけつ）にまとめましょう。
- ③ 防災関係機関（ぼうさいかんげいきかん）（「市の災害対策本部（しやうのさいがいたいさくほんぶ）」など）と情報（じやうほう）のやりとりをする際は、自主防災組織（しゅしゅぼうさいそくし）の連絡窓口（れんらくまどぐち）を1本化（いっぽんか）しておきましょう。

- ④ 地区内パトロールにより、崖・土手・傾斜地などの地形形状の危険（土砂災害の前兆現象 p. 18 参照）を察知したときには、すぐに関係機関に知らせるとともに地区での周知活動を行いましょう。
- ⑤ 正確な情報を迅速に収集し、整理・まとめをどのようにするのかという流れ（組織的な仕組み）をつくっておけば、いざというときに大きな効果を発揮します。
- ⑥ 情報記入の書式の統一・差出先の一定化・迅速な広報を行うための判断や決定方法などをあらかじめ決めておき、ひとつの事象に対し、ひとつの広報文を作成することが望ましいでしょう。

3. 消火班の役割	
<p>1. 平常時の活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区内への防火意識の啓発および消火訓練の計画立案（消防署などとの折衝も含む） ② 防災関係機関の行う消火訓練や講演会などへの参加協力 ③ 小型動力ポンプなど、消火機材の操作の習熟訓練 ④ 用具・機材の保守（定期点検） ⑤ 班員の発掘・勧誘など、班の強化および消火体制の整備 ⑥ 災害発生時の出動に対する研究とマニュアル作成およびその見直し
<p>2. 災害時の活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 消火用具・機材などを整え、消防水利を確認して出動待機および初期消火の実施 ② 数か所で同時に起こる「同時多発」の火災に備える ③ 「対策本部」の指示を迅速に実行 ④ 災害現場では、消防車などの到着後は、その指示に従い協力する ⑤ 情報班と連携し、出火防止などの、パニック防止をめざした迅速・的確な広報活動および消火活動への協力の呼びかけ

【消火班の活動ポイント】

1. 消火活動に対する、周辺の問題を研究しよう！

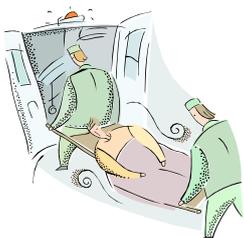
- ① 初期消火活動は、多くの協力者があればあるほど効果は大きくなりますので、情報班と連携し、地区住民に水・消火器などを持って駆けつけてもらうように、呼びかけましょう。第一段階として街頭設置の消火器等を使用して消火にあたります。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第二段階として可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとなります。



- ② 飛び火などを早期に発見し、延焼を防ぎましょう。
- ③ 消防車の到着後は、やじ馬などの整理に協力しましょう。
- ④ 消火栓や防火水槽の付近に不法駐車などしないように周知しましょう。

2. 地震や火災のときの、自主防災組織の活動範囲と限界を認識しよう！

- ① 消防車の到着の遅れや到達が不可能な場合は、自主防災組織が中心となって消火活動を行わなければなりません。安全の確保が第一ですので、常に避難のタイミングは考えておき、組織の力以上の無理な活動は避けましょう。
- ② 災害発生時の混乱の中で、避難の周知や誘導の方法などについては、情報班や避難誘導班と調整し、あらかじめ考えておきましょう。

4. 救出救護班の役割	
<p>1. 平常時の活動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 救出・救護体制の整備 ② 班員の技術・技能の習得のためのマニュアル作成や習熟訓練の立案とその実施 ③ 防災資機材や救急用品の整備 ④ 技術習得者による講習会の実施 ⑤ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者へのアプローチの研究（プライバシーに留意しながら、災害発生時の救出・救護の研究）
<p>2. 災害時の活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 負傷者などの発生状況の把握 ② 高齢者、障がい者などの災害時要援護者への安全確認や支援に駆けつけるなど、救出・救護活動を迅速に行う ③ 負傷者の救出、救護所への搬送など、救護活動の実施 ④ 防災関係機関による救護所の開設や活動に協力する ⑤ 救出救護活動に、地区の人々の協力を呼びかける

【救出救護班の活動ポイント】

1. 防災資機材などは、だれでもすぐに取り出して使えるような工夫をしよう！

- ① 防災資機材は、いつも使うものでないだけに保管場所は悩みの種ですが、災害時にはなくてはならないものです。すぐに見えるように、使用方法は確認しておきましょう。（必ず、定期的に使用し、点検しておきましょう。）
- ② 防災資機材がどこに保管してあるのかは、地区内に周知徹底しておきましょう。

5. 避難誘導班の役割

<p>1. 平常時の活動</p>	<p>① 避難計画の策定 ② 防災訓練時における避難訓練の立案および実施 ③ 避難ルートや災害発生時の集合場所の安全点検およびそれらの問題箇所の確認と解決 ④ 移動用防災資機材など、各種用具の整備点検 ⑤ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者へのアプローチの方法も含め、災害発生時の取組方法を研究 ⑥ 救出救護班との協力体制の研究 ⑦ 避難の際の誘導方法や避難場所での活動に対する研究と、それらに関するマニュアルを作成</p>
<p>2. 災害時の活動</p> 	<p>① 「対策本部」の指示に基づき、避難誘導・避難者の把握などを迅速・的確に実施 ② 避難ルートのすばやい安全確認、あるいは安全ルートの確定 ③ 避難開始の決定をするための的確な状況把握と「対策本部」への迅速な伝達 ④ 先導隊による安全の確認と高齢者、障がい者などの災害時要援護者への優先的対応 ⑤ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者や女性に配慮した避難所の運営 ⑥ 避難誘導先での避難所運営など、防災関係機関との連携</p>

【避難誘導班の活動ポイント】

1. 避難誘導先での役割分担についても、研究・工夫をしよう！

- ① 避難しなければいけない事態ということは、非常に危険な状況です。このような状況のなかで、人々を目的地に安全に誘導するというのも大きな役割ですが、目的地に着いてからの役割も日頃から確認しておきましょう。
- ② 避難誘導先では、方面隊（市職員）と連携した避難所運営に協力し、地区の人々の様々な問題を防災関係機関へ取り次ぎ、少しでも避難所生活の不安を取り除き、人々の関係を円滑にし、いくらかでも快適さを増すように考え、秩序の維持に取り組みましょう。
- ③ 役割分担については、防災関係機関などからの情報の授受は情報班に、火の用心は消火班に、急病や衛生問題は救出救護班に、食事や物資の配布などは給食給水班にと、各班と調整し避難所生活が円滑になるよう、取組を工夫しましょう。



6. 給食給水班

1. 平常時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 救援物資などの配給計画およびその周知方法の策定 ② 女性用物資の配布体制づくりを検討 ③ 防災訓練時だけではなく、地区の行事などの機会を利用し、炊き出しを行い、食料や水の量および用具や方法の過不足を把握確認 ④ 災害用給食給水などの器具の取り扱いに慣れる ⑤ 防災関係機関の行う給水への協力の方法（高齢者、障がい者などの災害時要援護者への対応など）を研究 ⑥ 家庭内における非常食の備蓄のPR ⑦ 給食給水活動に対する研究と、それらに関するマニュアルを作成
2. 災害時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区内の被災者の人数や状況の把握 ② 炊き出しの実施 ③ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者への優先的対応 ④ 防災関係機関の行う給水活動への協力（場所や時間の周知・混乱の防止など） ⑤ 避難先での防災関係機関の行う炊き出しや、救援物資の配分・配給などへの協力

【給食給水班の活動ポイント】

1 命の源である水の確保が生死を左右します。給水活動の支援体制を研究・工夫しよう！

① 地震などの災害では、水道が止まるような被害が起きるときもあります。このような場合は、防災関係機関の給水車がまちかどで給水活動をしたり、個人の井戸に協力を求め供給に当てます。災害の場合の給水は、すべての人が満足できるような量を確保することは困難です。最小限度の水量を公平に給水するために、人々を説得することなども大きな役割のひとつです。防災関係機関に積極的に協力しましょう。



- ② 高齢者、障がい者などの災害時要援護者への配慮（順位の優先など）は工夫しましょう。
- ③ 給水車の給水時間（巡回時間）の把握や給水順位の方法・給水量の調整および高齢者世帯などへのポリタンクなどの搬送方法などについて、事前に検討しておきましょう。

Ⅲ 地区内における他の防災組織との連携・協調

地区内には、自主防災組織のほかにも、企業内で組織された自衛消防組織など、地区に住み、働く人たちによる自主的な防災活動を行う組織があります。それぞれの防災組織が協力して災害に立ち向かえば、大きな効果が期待できます。

地震が発生した場合などに備え、地区ぐるみで一丸となって災害に立ち向かえるよう、日頃から相互に情報を交換し合い、助け合うことが大変重要になってきます。なかでも消防団との連携は重要であり、自主防災組織の運営や防災知識、技術を身につけるための良きアドバイザーとして日頃から交流を図りましょう。また、防災訓練を合同で取り組むなどの工夫をし、各種活動を通して連携・協調を図り、組織間の密接な関係を築きましょう。

Ⅳ 優良な活動事例を参考

地区の防災力向上を図るためには、まちづくりや住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を盛り込むことが重要です。他組織で実践されている防災に関する様々な取組に目を向けると、多くのアイデアが転がっているものです。



地方公共団体や自主防災組織等における防災や住宅防火に関する幅広い視点からの優れた工夫・アイデア等、効果的な取組を表彰し、紹介することによって地区における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的に「防災まちづくり大賞」が実施されており、その表彰事例を（一財）消防科学総合センターのホームページ（<http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>）にて、次のような部門別で紹介していますので、積極的に活動に取り入れてみましょう。

【一般部門】防災関係の施設整備、地区における自主防災活動、教育訓練及び講座・研修などソフト、ハード面を中心とする「防災まちづくり」に関する取組。

【防災情報部門】災害・防災情報の収集・伝達体制の整備等「防災情報」に関する取組。

【住宅防火部門】行政・関係機関等と連携を図り、地区の住宅防火対策を推進する取組。

05

災害時**要援護者**を支える

自主防災組織

I 災害時要援護者とは

「災害時要援護者」とは、災害が発生した際に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動ととることに支援を要する人々のことをいい、「ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障がい者のほか、難病患者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人など」が対象者として考えられます。

地区住民が協力し合い、積極的な支援が行える環境をつくり、「すべての人々が安心して暮らせるまちづくり」をめざしましょう。

II 災害時要援護者支援のためのポイント

1 地区内の災害時要援護者の状況把握に取り組もう！

災害発生時に災害時要援護者を支援し、適切・的確な避難・誘導を行うためには、地区内の、どこに、どのような支援を必要とする災害時要援護者の方が生活しているのか、日頃から状況の把握をしておくことが必要です。

ただし、プライバシーや個人の情報を厳しく守るということは、非常に重要なことです。ので、知り得た情報は慎重に取り扱いましょう。

= 災害時要援護者支援事業 = (地区へ災害時要援護者名簿の提供開始)

本市では、平成26年度より災害時要援護者支援事業として、災害時に自力で避難することが難しく、支援を希望する旨の申請があった災害時要援護者(高齢者・障がい者・難病患者等)の情報を記載した名簿を作成し、適切な管理等を条件とする覚書を締結した上で、地区コミュニティ・地区福祉委員会・民生委員児童委員へ同名簿を提供しています。また、地区では、同名簿を活用した避難支援の取組が進められております。

担当窓口 健康福祉部福祉政策課 ☎674-7162

2 信頼関係を築くコミュニケーションを工夫しよう！

地域の行事や催しなどの活動を通じて関係づくりを行うとともに、あいさつや声かけ、訪問などで日頃からコミュニケーションを図り、災害時における必要な支援や避難経路を相談しておきましょう。

3 地区の支援体制を確立しよう！

災害発生時における救出活動、情報の伝達、避難誘導や避難所での支援については、視覚障がいや聴覚障がいなど障がいの種別や程度により、それぞれの状況に応じた支援の方法を工夫する必要があります。日頃から、災害時要援護者本人と支援の方法等についてはよく相談をしておき、防災関係機関や福祉関係機関などの指導や示唆を受けるなど、具体的な支援体制を決めておきましょう。

4 避難経路の点検・確認をしておこう！

避難経路における障害物の有無や、車椅子で通れるかなど、防災上の環境については、災害時要援護者の立場にたって点検しましょう。

5 災害時要援護者が参加する防災訓練や避難訓練を実施しよう！

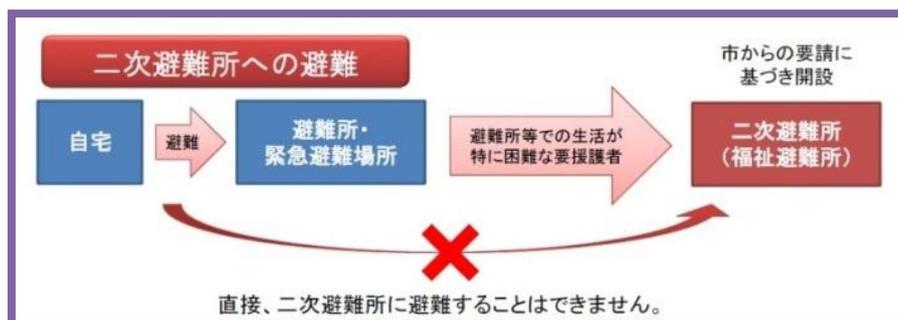
災害に備えて、普段から地区で災害時要援護者が参加する防災訓練や避難訓練を実施することで、災害時要援護者を支援する際に必要な点が明らかになり、より実効性のある支援に結びつきます。

6 災害時要援護者に対する避難誘導・避難所での支援ポイント！

災害発生時は、安否確認とともに集団を安全に避難させることが大きな役割です。

なお、避難所においては、安心して生活できる居住空間を確保するための支援や配慮（聴覚障がいのある方への筆談や日本語を解さない外国人への外国語表記など災害時要援護者に必要な情報伝達・安全な移動経路や介護スペースの確保・毛布などの緊急物資の優先配布など）に心がけましょう。

また、災害時要援護者によっては避難所での生活が困難となる場合があり、その際は市からの要請により開設される二次避難所（p. 80参照）に避難していただくこともあります。



《支援する時の心得》（以下の点に注意するよう予め周知しておきましょう!!）

- ①**平常時**は、室内のスペースを広くとり、家具など倒れやすい物には、転倒防止の対策を十分にし、持病のある人には、カードに病名・薬・主治医などを記入し常に携帯しておくよう、周知しておきましょう。
- ②**災害時**は、転倒あるいは落下するおそれのある所から離れ、座布団などで頭を保護し、また、まわりの人に自分の居場所を知らせることができるよう、笛・ブザーなど音の出るものを携帯しておくよう、周知しておきましょう。

<p>★ 視覚障がいのある方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① 災害時には、声をかけて情報を伝えましょう。② 杖を持った手にはふれず、ひじを軽く持ってもらい、少し前をゆっくりと歩いて誘導しましょう。
<p>★ 聴覚・言語障がいのある方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① 顔をまっすぐに相手に向けて、ゆっくり、口を大きく動かしてわかりやすく話しましょう。② 手話・筆談・身振り・手のひらに指で文字を書くなどして情報を伝えましょう。
<p>★ 知的障がいのある方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① やさしい声で落ち着いてわかりやすく話しましょう。② 自閉的な障がい児者は、身体に触れられることを極端に嫌がる傾向が強いので、配慮しながら安全に動けるよう誘導しましょう。③ パニック状態にある時などは、できるだけ複数による援助を心がけましょう。
<p>★ 肢体の不自由な方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① 車椅子で移動の際は、階段では2人以上で介助し、上がりは前向き、下りは後ろ向きに移動しましょう。② 介助者がひとりのときは、ひもや長い布などでおぶって避難しましょう。おぶっての避難が困難な場合は、周囲の人に協力を求めましょう。
<p>★ 内部障がいのある方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① かかりつけの医療機関の情報を確認しましょう。② 本人の状況をよく聞いて対応しましょう。
<p>★ 精神障がいのある方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① かかりつけの医療機関の情報を確認しましょう。② 本人の状況をよく聞いて対応しましょう。
<p>★ 寝たきりの方を誘導するときは…</p> <ol style="list-style-type: none">① できる限り複数の介助者で救援活動を行いましょう。② おぶって安全な場所まで避難しましょう。

※ 妊産婦・乳幼児・児童・外国人などについても、それぞれの状況に応じた対応を工夫しましょう。

※ 上記は一般的特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なります。



06

防災訓練の必要性とその取組

災害発生時に、被害を最小限に食い止めるために最も大切なことは、一人ひとりが落ち着いて適切な行動をとることです。

特に、地震の場合は同時に発生する火災を地区住民が力を合わせて消火活動を行うかどうか、被害の大小を左右します。

いつ災害が発生しても、自主防災組織や地区の一人ひとりが、すばやく対処できるようにするためには、防災計画を策定し、日頃から防災訓練を行い、対応の要領を身につけておくことが必要です。また、各人で災害時に自分がとるべき行動を考え、実際にやってみるのも効果的でしょう。

防災に関する知識があっても、災害発生時にとっさに行動に移せるようにするためには、防災訓練を繰り返し行い、防災行動力を養うことが必要です。従って普段からの取組が大切となります。

I 防災訓練の種別と内容

防災訓練には、個別訓練、体験イベント型訓練、図上訓練、総合訓練があります。

“個別訓練”とは個々に行う訓練のことです。“体験イベント型訓練”は、防災と直接関係しないイベント等に防災要素を組み込んで行う訓練です。“図上訓練”は災害に対するイメージトレーニングです。個々の訓練で習得した知識や技術を総合して、自主防災組織の各班あるいは他の自主防災組織と相互の一体的な連携体制の確立を図るための訓練が“総合訓練”です。

<p>体験イベント型訓練</p>	<p>防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害模擬体験といったプログラムを取り入れることによって、災害対応能力を高めることができる。キャンプの各行事に防災の要素を取り入れた「防災キャンプ」や、学校や地区の運動会で防災の要素を取り入れた「バケツリレー」等の競技を行うなどの方法も有効です。</p>
<p>図上訓練</p>	<p>図上訓練は、イメージトレーニングとして、災害に対する自らの意識や地区に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気付き」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」につながる重要な訓練です。</p> <p>防災マップ等をもとに論議を行う災害図上訓練等、その方法は様々です。</p> <p>地震、風水害等、災害の種類によって地区のニーズは異なるため、DIG訓練や、クロスロードなどの防災ゲームの活用を通して過去の災害から学ぶなど、シミュレーション訓練をしておくことも重要です。</p>
<p>総合訓練</p>	<p>個別訓練によって習得した知識や技術を総合して、自主防災組織の各班が相互の連携をとり、各班がそれぞれ適切効果的に有機的な防災活動が行えるようになるための訓練</p>

※ 災害時に動力ポンプ・消火器・ろ水器・無線通信機器・担架・組立水槽などの防災資機材が有効に使えるように、資機材の知識と使用方法に関する訓練は日頃から行っておきましょう。

《防災訓練実施にあたってのチェックポイント》

- ① 正しい知識や技術を習得するため、また危険防止のためにも、消防署等の専門機関の指導を受けましょう。
- ② 訓練時間や場所・参加者などの条件から、実施しやすい個別訓練を頻繁に行い、そこから総合訓練へと移行し、組織としての連携強化を図っていくことが効率的・効果的でしょう。
- ③ 訓練は、想定を具体的に示し、地区の実情に即した訓練内容にするなどして応用力を養いましょう。
- ④ 訓練を始める前に、参加者・見学者に訓練内容を十分に説明しましょう。
- ⑤ 訓練終了後は、必ず検討会（反省会）を行い、訓練内容を見直すなかで、必要な改善に取り組みましょう。
- ⑥ 市や消防機関などが主催する総合防災訓練には、積極的に参加しましょう。
- ⑦ 地区内の各種集会などを利用して、短時間でもできる訓練内容を工夫しましょう。

- ⑧ 訓練にあたっては、要所に交通整理員を配置するなどの工夫をし、交通事故や各種事故の防止など、安全管理に充分注意しましょう。（訓練中に事故が発生した場合は、すみやかに応急処置をするとともに、訓練本部には必ず連絡しましょう。）
- ⑨ 地区内の企業などの自衛消防組織や隣接する自主防災組織とも共同しての防災訓練なども計画・実施しましょう。
- ⑩ 高齢者、障がい者などの災害時要援護者や女性にも配慮した効果的な訓練内容にしましょう。
- ⑪ 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにしましょう。

Ⅱ 防災訓練のための取組および進め方

(1) 防災訓練の開催日時などの周知徹底を！

防災訓練への不参加の理由を確認すると、「知らなかった」「忙しかった」という意見が多く見受けられます。防災訓練の日時や場所などは、繰り返し広報して、訓練の実施要領の周知徹底を図りましょう。

(2) 実施日時に工夫を！

同じ曜日や時間帯で訓練を実施すると、同じ人ばかりの参加になることがあります。曜日や時間帯を検討するなどして、より多くの人に参加できるように工夫しましょう。

(3) 多くの人に参加してもらうために、訓練対象者などの工夫を！

訓練は、地区内の多くの人に参加することが重要ですので、男性や女性又は子どもなど、それぞれを対象とした内容を実施することも工夫しましょう。

(4) 参加したくなるような訓練内容に！

堅苦しいだけの防災訓練では、多くの人に参加してもらうことは困難です。家族みんなで、参加したくなるような楽しい内容も工夫しましょう。

(5) 市や消防署など、防災関係機関との連携および調整を！

防災訓練の実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容を検討・チェックしてもらい、協力を依頼しましょう。

- ① 防災訓練の会場を確保したら、日時・責任者・訓練内容・訓練会場・目的・参加予定人数などを、防災関係機関と連携および調整しましょう。

- ② 消火訓練の場合は火を使用する場合もあるので、防災関係機関との入念な打ち合わせが不可欠です。訓練予定日の直前に再度確認しておきましょう。

(6) 防災訓練計画の策定チェックポイント！

防災訓練を効果的に行うために、事前の打ち合わせは時間をかけて十分に論議し、訓練計画を立てることが必要です。

- ① なにを目的とする訓練か（最初に目的を決め、その目的に沿った訓練内容を検討しよう。）
- ② いつ実施するのか（地区内の各種団体の行事と、重複しないように配慮しよう。）
- ③ 参加人数は、どれぐらいなのか（人数に応じて開催場所や訓練規模を検討しよう。）
- ④ どこで行うのか（実施については、訓練内容に応じた場所を選定しよう。公的機関の許可がある場所かどうかも確認すること。）
- ⑤ 防災資機材は何が必要なのか、事前の点検整備は充分か
- ⑥ 関係団体との調整は必要なのか
- ⑦ 自主防災組織の各班・各人の役割分担はできているのか

※ その他、訓練参加者への説明・準備体操・服装・訓練中の喫煙禁止など、事故を防止するためにも細かい点も取り決めておきましょう。訓練計画には、訓練終了後の後始末や検討会（反省会）も盛り込んでおきましょう。



防災訓練実施計画書記入例

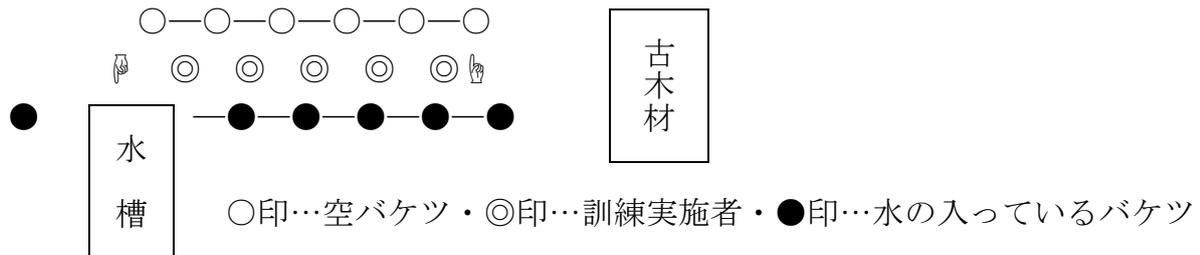
〔記入例1〕

個別訓練計画書		〇〇〇〇防災会
目 的	① 消火器の性能についての知識や取り扱い要領の習得 ② 消火バケツのリレーなどによる消火訓練	
訓練種別	消火訓練	日 時 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
場 所	〇〇公園 〇〇小学校グラウンド など	
責 任 者	〇〇〇〇 (連絡先〇〇〇-〇〇〇〇)	
指 導 者	〇〇消防署員 〇〇人 △△消防団員 〇〇人	
参 加 者	消火班 〇〇人 組織員 〇〇人 計〇〇人	
実 施 要 領	想 定	地震発生時に、天ぷら鍋を火にかけてたまま、あわてて外へ飛び出したため、天ぷら油から火が出て燃え上がり、付近に広がることを想定。
	内 容	① 粉末ABC消火器の性能についての知識および取り扱い要領を 〇〇消防署の署員の指導のもとに取り組む。 ② 実際の消火を、下図のようにオイルパンや古材を置き、指導者の合図により、交代して取り扱う。
準 備 物	バケツ・消火器・古木材・オイルパン など	
備 考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装や履物・軍手・ヘルメットなどを着用すること。	

〔消火器取り扱い訓練〕

- | | | | | | | | | | |
|---|---|----|-----|----|---|--------------------------|-----|-------|--|
| ◎ | ○ | …… | 20m | …… | → | <input type="checkbox"/> | | | |
| ◎ | ○ | …… | 20m | …… | → | <input type="checkbox"/> | ◎印… | 訓練実施者 | |
| ◎ | ○ | …… | 20m | …… | → | <input type="checkbox"/> | ○印… | 消火器 | |
| ◎ | ○ | …… | 20m | …… | → | <input type="checkbox"/> | □印… | オイルパン | |
| ◎ | ○ | …… | 20m | …… | → | <input type="checkbox"/> | | | |

〔バケツリレー訓練〕



〔記入例2〕

総合訓練計画書 ○○○○防災会					
目的	大地震の発生を想定し、各班ごとに実施してきた個別訓練を、総合的に実施し、連絡・通報・消火・避難などの行動を迅速・確実かつ統制のもとに取り組むことができるかの確認と、その訓練を通じて防火思想の普及を図る。				
訓練種別	総合訓練	訓練日時	○月○日 ○時○分～○時○分	訓練場所	○○公園など
本部	会長 ○○○○ 副会長 ○○○○ 役員 ○○○○ (連絡先○○○-○○○○)	指導者	○○消防署員 ○○消防団員 ○○市役所○○課 ○○防災関係機関		
参加者	① ○○○○防災会の各班全員 ② その他、地区住民全員（参加の啓発に努める）				
実施要領	想定	災害発生および拡大危険	震度○の地震が発生、地区内の数箇所から火災が発生し、ブロック塀などの倒壊もあり。負傷者も多数発生。		
		気象	風向・風速・湿度 など		
		合 図	出火付近場所は、発煙筒で標示。延焼範囲は、赤い旗で示す。安全や避難経路図などは、本部前に掲示。		
	訓練内容	各戸訓練	地震発生と同時に、各戸ではガスの元栓を閉めるなど、火の始末をする。丈夫な家具などに身を寄せる。		
		情報連絡訓練	○○他○人が火災を発見。119番に通報するとともに、火災発生を本部に報告。その後、メガホンで地区内の人々に知らせる。		
			<ul style="list-style-type: none"> * 地区内の被害状況および対応の状況を本部に報告。 * 事前の編成に基づき、防災活動を行うよう地区内に広報。 * 消防署・市役所などの行政機関からの情報や指示を地区内の人々に伝達。 		
消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> * 各々バケツを持って集合し、バケツリレーで消火にあたる。 * 家庭や地区内に備えている消火器などを持ち寄り、協力して消火にあたる。 				
救出救護訓練	<ul style="list-style-type: none"> * 塀などの下敷きになっている人を救出。 * 救護所を開設。 * 負傷者を種別・程度別に分け、応急手当を実施した後、病院へ搬送。 				

	避難誘導訓練	<ul style="list-style-type: none"> * 標旗などにより、避難経路図に従い、避難所へ誘導。 * 寝たきりの高齢者・身体の不自由な人など、歩行困難者を担架などにより避難。 * 避難終了後、人員を点呼し確認するとともに、避難者の対応にあたる。
	給食給水訓練	<ul style="list-style-type: none"> * 鍋・コンロ・米などを持ち寄り炊き出し。 * 食料・水などを配分。
記録	本部役員は、所定の用紙に、火災発見・救急事故発生・通報・救出完了・放水開始・鎮火などの時間・行動の適否などを記録。	
講評	訓練終了後、会場内で〇〇〇〇防災会長などの講評を行う。	
備考	事前に消防署・市役所などと連携・協議をし、最寄りの警察署には届け出る。	

07

防災組織に関する

高槻市の**担当**窓口

1. 総合的な防災体制の整備確立および自主防災組織に対する防災資機材の貸与制度

- ① 地区防災の基本となる高槻市地域防災計画に基づき、災害から市民の生命・財産を守るため、災害の防止・防災施設の整備・防災活動体制の強化など、総合的な防災体制の整備・確立に努めます。
- ② 自主防災組織に対し、地区住民が主体となって防災活動を行うための防災資機材を貸与します。（詳細は、p. 46 「資料3：防災資機材の提供に関する要綱」および p. 59 「資料9：地区防災会に対する情報伝達資機材の提供に関する要綱」を参照）
- ③ 担当窓口：総務部危機管理室 ☎ 674-7314

2. 自主防災組織の啓発および設立などの相談

- ① 自主防災組織の設立に向けた意識啓発
担当窓口：市民生活部コミュニティ推進室 ☎ 674-7462
- ② 自主防災組織の設立相談
担当窓口：総務部危機管理室 ☎ 674-7314
- ③ 災害時要援護者に関する相談
担当窓口：健康福祉部福祉政策課 ☎ 674-7162

3. 防火・防災訓練などの相談および協力

- ① 防火・防災意識の高揚を図るため、消火、通報および避難訓練や救急法の講習会などの相談や具体的な取組に対する協力を行います。
- ② 担当窓口：中消防署 ☎ 676-0119（JR東海道線以南）
北消防署 ☎ 687-0119（JR東海道線以北）



08

資料編

【資料1：市内の自主防災組織一覧】（平成27年9月末現在）

No.	所属コミュニティ	組織名	No.	所属コミュニティ	組織名	
1	大冠北	大冠北地区防災会	80	真上	真上コミュニティ協議会自主防災部会	
2		天川新町自主防災会	81		高柳ロイヤルハイツ自主防災会	
3		永楽町自主防災会	82		上月見町自主防災会	
4		野田中央自主防災会	83	檜田	檜田地区防災会	
5		南松原町自主防災会			如是西	如是西地区防災会
6		宮野町自主防災会			自治会桜ヶ丘クラブ自主防災会	
7		サニーハイツ自主防災会			西五百住自主防災会	
8		天川住宅自主防災会	87	登美の里町自主防災会		
9		Brillia高槻自主防災会	88	堤・桜台	堤・桜台地区防災会	
10		須賀町自主防災部会			89	堤三・竹の内
11	西大冠	西大冠地区地区防災会	90	堤園	堤園地区防災会	
12		下田部町あゆみ自治会自主防災会	91		芥川地区コミュニティ自主防災会	
13	庄所	庄所地区防災会	92	芥川	ローレルスクエア高槻自主防災会	
14		寿栄川地区防災会	93		上天神山自治会防災委員会	
15		寿町西自治会自主防災防犯会	94		北天神・うぐいす自主防災会	
16		川添東自主防災会	95		五徳地区防災会	
17		川添第一自主防災会	96	淀の原町自治会自主防災会(1区)		
18		川添大建自主防災会	97	淀の原町自治会自主防災会(2区)		
19		川添三幸自主防災部会	98	淀の原町自治会自主防災会(3区)		
20		川添西自主防災会	99	淀の原町自治会自主防災会(4区)		
21		川添荘園自治会自主防災会	100	梶原三丁目自治会自主防災会		
22		川添宝自治会災害本部	101	上牧自主防災会		
23		栄伸会自主防災会	102	道鶴町自主防災会		
24		栄町東自主防災会	103	前島自治会自主防災会		
25		栄町第四自主防災会	104	安満自治会自主防災会		
26		栄町西自主防災会	105	古曾部町自治会自主防災会		
27		栄町平和苑自主防災会	106	ユニハイム高槻管理組合		
28		栄町第七自主防災会	107	日吉台地区コミュニティ自主防災会		
29		寿町中東部自主防災会	108	日吉台自治会自主防災会		
30		寿町中西部自主防災会	109	弥生が丘自治会自主防災会		
31		寿町中南部自主防災会	110	真上台ガーデンヘル自主防災会		
32		寿町中北部自主防災会	111	緑芝自治会自主防災会		
33		寿町中央自主防災会	112	日吉台西自治会自主防災会		
34		エステムコート高槻グランド自主防災会	113	真上台6丁目自治会自主防災会		
35		富田	西之町自主防災会	114	日吉台	花苑苑自治会自主防災会
36			富田町第四区自主防災会	115		高見台II自主防災会
37			女瀬川南4団体育防会	116		日吉台七番町自主防災会
38		清和園自主防災会	117	六竹自治会・自主防災会		
39		芝生自主防災会	118	聖ヶ丘自治会自主防災会		
40		川西	川西地区防災会	119		阪急弥生が丘住宅自主防災会
41			北阿武野地区防災会	120		グリーン真上台自治会自主防災会
42			見見台自主防災防犯隊	121		聖ヶ丘寺谷自治会自主防災会
43			南平台一丁目自主防災部会	122	コアティ日吉台口自治会自主防災会	
44			南平台自治会自主防災会	123	真上台西自治会自主防災会	
45			南平台若葉自治会自主防災組織	124	奥天神町二丁目自治会自主防災会	
46			奈佐原町東自主防災会	125	天神荘園自主防災会	
47	東南平台自治防災会		清水	清水地区防災会		
48	南平台5丁目南自治会自主防災会			127	西之川原自主防災会	
49	西阿武野地区防災会			128	大藤町連合自治会自主防災・防犯委員会	
50	むつみ自主防災会	129		塚脇地区自主防災・防犯会		
51	高槻ニューハイツ自治会自主防災会	130		宮之川原自主防災防犯会		
52	あさがお自主防災会	131		浦堂地区自主防災・防犯会		
53	塚原台ハイツ自主防災会Ⅰ	132		服部苑自主防災防犯会		
54	塚原台ハイツ自主防災会Ⅱ	133		東城山町自治会自主防災・防犯会		
55	高槻大和ネオポリス自主防災会	134		摂津映ハイツ自主防		
56	サンヴェール高槻自主防災会	135		浦堂さくら坂自主防災会		
57	赤大路	赤大路地区自主防災委員会	136	柳川	柳川地区防災会	
58		富田丘町自主防災会	137		高槻地区防災会	
59		ステーション高槻自主防災会	138		城内町自主防災会	
60	旭ヶ丘自主防災会	139	八幡町自主防災会			
61	赤大路自主防災会	140	南園自治会自主防災会			
62	阿武山	高槻阿武山二番街東自主防災会	141	津之江・東五百住	津之江・東五百住地区防災会	
63		阿武山三番街自主防災会	142		若竹特別自主防災会	
64		唐崎自主安全会(自衛からさき)	143		津之江北町自主防災・防犯隊	
65		柱本防災会	144		東五百住町1丁目連合自治会自主防災活動	
66	三島江自主防災会	145	東五百住さつき自主防災会			
67	西面自治会自主防災組織	146	川西町3丁目自主防災会			
68	玉川の里自主防災会	147	東五百住自主防災会			
69	玉川・牧田	148	よすみ自治会自主防災会			
70	北清水	北清水地区防災会	149	冠	冠地区防災会	
71		東地区防災・防犯会	150		高槻市東和町自治会第1区自主防災会	
72		松が丘グリーンボリス自治会防災委員会	151		高槻市東和町自治会第2区自主防災会	
73		見晴台自治会自主防災隊	152		高槻市東和町自治会第3区自主防災会	
74		清水台1丁目自主防災会	153		高槻市東和町自治会第4区自主防災会	
75	松が丘自治会自主防災会	154	高槻市東和町自治会第5区自主防災会			
76	清風台自主防災会					
77	東安岡寺自主防災会					
78	北安岡寺町自主防災会					
79	松風台自主防災会					

※網掛けは、地区コミュニティ組織を基盤に組織された防災組織。

【資料2：「自主防災会の設立」呼び掛け文書の参考例】

以下の呼び掛け文書は、あくまでも参考例ですので、地区の実情に見合った文書を工夫し作成してください。

自主防災会の設立にご協力を！

〇〇自主防災会は、安全で安心なまちづくりをめざして、〇〇地区の住民で構成します。ご承知のことと思いますが、自主防災会は“自分たちの地域は、自分たちで守る”を合言葉に、地区の住民が相互に協力・連携し、災害から人命や財産を守っていこうとする組織です。

災害が発生した場合、道路や電話が寸断され、家屋などの倒壊や火災が予測されますが、このような状況では消防署など、防災関係機関の活動は制限され、十分な対応は期待できません。しかし、初期の防災活動などの取組の有無が、その後の被害の大小に、大きな影響を及ぼすことは、東日本大震災や阪神・淡路大震災の例を見るまでもありません。

そこで、地区内で団結して初期防災体制を組織化し、日頃から地震・火災・風水害などを想定した火災予防・被災者の救出・避難誘導の訓練を積み重ねることは、災害から人命や財産を守るために、非常に重要であると考えています。

しかし、地区内の多くの方々にご参加いただかなければ、「安全で安心なまちづくり」を実現することは困難です。

どうか、自主防災会の趣旨をご理解いただき、設立にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、自主防災会の設立についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

【連絡先：〇〇自治会】

会長 ○○○○ TEL○○○-○○○○

班長 ○○○○ TEL○○○-○○○○

【資料3：防災資機材の提供に関する要綱】（地区防災会・自主防災会ともに対象）

高槻市自主防災組織に対する防災資機材の提供に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害時の被害の軽減を図ることを目的として、地域住民が主体となって初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等の防災活動を行う自主防災組織を育成し、効率的かつ実践的な活動を支援するために行う防災資機材の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（自主防災組織）

第2条 この要綱において自主防災組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織に相当する団体で、組織の構成員の合意により、次に掲げる要件を備えた組織をいう。

- (1) 組織を構成する世帯数が30世帯以上であること。
- (2) 自治会（管理組合を含む）、複数の自治会、地区コミュニティ組織等が中心となって組織されていること。
- (3) 組織の規約を定めていること。
- (4) 防災活動を実施するのに必要な防災計画を定めていること。
- (5) 必要な運営費を有していること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

（防災資機材の貸与の申請）

第3条 防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織は、高槻市防災資機材貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 自主防災組織結成届（様式第2号）
- (2) 自主防災組織規約及び防災計画
- (3) その他市長が必要と認める書類

（防災資機材の貸与の決定等）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、審査結果を高槻市防災資機材貸与承認決定通知書（様式第3号）により通知する。

（防災資機材の貸与）

第5条 市長は、承認を受けた自主防災組織に対し、予算の範囲内で1回に限り、別表第1に掲げる自主防災組織の規模に応じて定める額を限度として防災資機材の貸与を行う。ただし、貸与する防災資機材の種類ごとの単価は、取得金額に関わらず別途定める基準額とする。この場合において、貸与する防災資機材の種類・数量等については別表第2の範囲内で自主防災組織と協議の上、決定する。

- 2 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、高槻市貸与防災資機材受領書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 3 自主防災組織への防災資機材の貸与期間は、3年とする。

（防災資機材の管理及び使用）

第6条 自主防災組織は、貸与を受けた防災資機材の適正な管理に努めるとともに、当該防災資機材を地元防災活動に有効に活用するものとする。

2 貸与を受けた防災資機材の使用において、事故その他の支障があったときは、使用者が一切の責任を負うものとする。

(調査、報告等)

第7条 市長は必要があると認めるときは、防災資機材の貸与を受けている自主防災組織に対し、当該防災資機材の管理状況を調査することができる。

2 防災資機材の貸与を受けている自主防災組織は、毎年5月末日までに防災資機材管理状況報告書(様式第5号)、活動計画書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(防災資機材の返還請求)

第8条 市長は、次に掲げる事由に該当するときは、防災資機材の返還を請求することができる。

- (1) この要綱に定める用途以外に防災資機材を使用したとき。
- (2) 不正な手段により防災資機材の貸与を受けたとき。
- (3) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- (4) 第2条第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他市長が防災資機材の貸与が適当でないと認めるとき。

(原状回復等)

第9条 自主防災組織は、貸与を受けている防災資機材を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(防災資機材の譲与)

第10条 市長は、第5条第3項に規定する貸与期間が経過した防災資機材を、貸与していた自主防災組織に対し、譲与するものとする。

2 前項の規定により、防災資機材を譲与するときは、高槻市貸与防災資機材引渡通知書(様式第7号)を自主防災組織に対して交付する。

3 自主防災組織は、防災資機材を譲与されたときは、高槻市譲与防災資機材受領書(様式第8号)を市長に提出する。

(譲与後の防災資機材の管理及び使用)

第11条 第6条の規定は、譲与後の防災資機材の使用について準用する。

2 譲与後の防災資機材の毀損又は滅失について、市長は一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年9月27日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月7日から実施する。
- 2 この要綱の実施日において、第3条の規定に基づき自主防災組織結成届（様式第2号）をすでに提出している団体のうち、30世帯以上50世帯未満のため防災資機材の貸与を受けていないものについては、新たに貸与の対象とする。

別表第1（第5条関係）

自主防災組織に対する防災資機材貸与額表

自主防災組織の規模	貸与する防災資機材限度額
30世帯以上～200世帯以下	20万円
201世帯以上～350世帯以下	25万円
351世帯以上～500世帯以下	30万円
501世帯以上～1,000世帯以下	35万円
1,001世帯以上～2,000世帯以下	40万円
2,001世帯以上～3,000世帯以下	45万円
3,001世帯以上～4,000世帯以下	50万円
4,001世帯以上～5,000世帯以下	55万円
5,001世帯以上	60万円

別表第2（第5条関係）

保管倉庫（大）	保管倉庫（中）	保管倉庫（小）
炊出用釜	ワンタッチテント	パイプテント
一般排水用水中ポンプ	折畳式リヤカー	発電機
ホワイトボード	真空パック毛布（10枚）	飲料水袋（10袋）
投光器	コードリール	救助用機材セット
油圧ジャッキ（爪付）	油圧ジャッキ	チェーンソー
多人数用救急箱	作業用工具セット	担架
トランシーバー	拡声器	ラジオ
ブルーシート（10枚）	脚立	のこぎり
強力ライト	ヘルメット	バール
スコップ	消火器	消火用バケツ

【資料4：高槻市防災資機材貸与申請書（様式第1号） 記入例】

様式第1号

高槻市防災資機材貸与申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）高槻市長

結成した組織の代表者
名でご申請下さい。

組織名 〇〇地区防災会 又は △△自主防災会
代表者 住 所 高槻市桃園町2-1

氏 名 高槻 太郎 印
電 話 674-7314

高槻市自主防災組織に対する防災資機材の提供に関する要綱第3条の規定により防災資機材の貸与を申請します。

構成世帯数	〇〇〇〇世帯 (□□□□ 人)	申請時における世帯数及び人数を記入。	
保管場所	〒569-〇〇〇〇 高槻市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇自治会館		
貸与希望資機材内訳			
品 名	数 量	単 価	金 額
多人数用救急箱	1	44,000	44,000
拡声器	4	15,000	60,000
ラジオ	4	4,000	16,000
強力ライト	10	2,000	20,000
ヘルメット	60	1,500	90,000
消火器	4	5,000	20,000
合 計			250,000

組織の世帯規模に応じた金額の範囲内で、資機材を選択し申請して下さい。

【資料5：自主防災組織結成届（様式第2号） 記入例】

様式第2号

自主防災組織結成届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 高槻市長

結成した組織の代表者
名で届け出願います。

代表者 住所 高槻市桃園町2-1

氏名 高槻 太郎 印

電話 674-7314

下記のとおり自主防災組織を結成しましたので、高槻市自主防災組織に対する防災資機材の提供に関する要綱第3条に基づき、関係書類を添えて届けます。

組織名	〇〇地区防災会 又は △△自主防災会	
結成年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	組織規約の施行日を記入。
構成世帯数	〇〇〇〇世帯 (□□□□ 人)	申請時における世帯数及び人数を記入。
活動拠点	住所 〒569-〇〇〇〇 高槻市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇自治会館 電話 〇〇〇-〇〇〇〇	
提出書類	自主防災組織規約及び防災計画 活動計画書(様式第6号) 役員名簿 地域の地図	別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり

(市記入欄)

【資料6：活動計画書（様式第6号） 記入例】

様式第6号

活動計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）高槻市長

結成した組織の代表者
名で届け出願います。

組織名 〇〇地区防災会 又は △△自主防災会
代表者 住 所 高槻市桃園町2-1

氏 名 高槻 太郎
電 話 674-7314

平成 年度年間活動計画

1 定例会、役員会等

定例会 年〇〇回

役員会 年〇〇回

2 防災訓練等

防災訓練 平成〇〇年〇〇月〇〇日 実施（予定）

防災講演会 平成〇〇年〇〇月〇〇日 実施（予定）

研修会 平成〇〇年〇〇月〇〇日 実施（予定）

3 その他

消火・炊出し訓練等の防災訓練や防災
啓発のための講演・研修会、救命講習
等の実施（予定）日を記入。

【資料7：自主防災会の規約参考例】

規約は、民主的な組織原則を確立することであり、会員の主体的な活動の保障につながります。そこで、自主防災組織を設立する場合は、会員が納得する必要事項を明確にした規約を定めましょう。

なお、規約には組織の目的や事業の内容を明らかにするとともに、役員の選任および任務・会議の開催・防災計画などを盛り込むことが必要ですが、以下の例は、あくまでも参考ですので、組織規模に見合った内容を追加または削除し、地区の実態にあった規約を作成してください。

〇〇自主防災会規約

(目的)

第1条 本会は、〇〇地区における住民が、連帯共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の大規模災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、〇〇自主防災会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、〇〇（高槻市〇〇町〇〇番〇〇号）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災思想に関する知識の普及・啓発や災害予防等に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の整備に関すること。
- (4) 地震等の災害発生時における情報の伝達・初期消火・救出救護・避難誘導・給食給水に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 本会の会員は、〇〇地区内（高槻市〇〇町〇〇番地から〇〇番地）における居住世帯及び企業等をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- ①会長 1名 ②副会長 〇名 ③書記 〇名

④会計 ○名 ⑤幹事 ○名

- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は○年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き○年を超えることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、防災に関わる活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、本会の内外への連絡・広報などを行う。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回開催する。但し、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - ① 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - ② 事業計画に関すること。
 - ③ 予算及び決算に関すること。
 - ④ 規約の改正に関すること。
 - ⑤ その他、会長が特に必要と認めたこと。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長・副会長・書記・会計及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - ① 総会に提出すべきこと。
 - ② 総会より委任されたこと。
 - ③ その他、会長が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、第1条に規定する目的を達成するため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、第4条に規定する事業の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第14条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計監査の選出)

第15条 本会の会計を監査するため、会長は会計監査〇名を会員中より委嘱し、総会の承認を得る。

(会計監査の任期)

第16条 会計監査の任期は、役員に準ずるものとする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は、総会において会員総数の〇分の〇以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日より施行する。

【資料 8：防災計画の参考例】

防災計画は、災害から“自分たちの地域は自分たちで守る”ために、災害予防や災害発生時の応急対策など必要な対策を立て、一人ひとりがどのような活動をするのかを、具体的に決めておくものです。以下の例を参考にいただき、地区の実情にあった「防災計画」を工夫しましょう。

〇〇防災会 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇防災会（以下「本会」という。）の規約に基づき防災活動に関し必要な事項を定めることにより、地震・火災・風水害等の災害による被害の発生及びその拡大の防止を図ることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- ② 防災思想・知識の啓発及び普及に関する事。
- ③ 防災訓練の実施に関する事。
- ④ 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。
- ⑤ 情報の収集・伝達に関する事。
- ⑥ 出火防止・初期消火に関する事。
- ⑦ 救出救護に関する事。
- ⑧ 避難誘導に関する事。
- ⑨ 給食給水に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

地震等、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表 1 のとおり防災組織を編成する。

4 防災思想・知識の啓発及び普及

地区住民の防災意識を高揚するため、防災思想・知識の啓発及び普及を、次により行う。

(1) 啓発普及事項

- ① 防災組織及び防災計画に関する事。
- ② 地震・火災・風水害等についての知識に関する事。
- ③ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。
- ④ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- ⑤ その他、防災に関する事。

(2) 啓発普及方法

- ① 広報紙・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布及びミニコミ誌の発行
- ② 講演会・講習会・座談会・映画会等の開催

③ パネル等の展示

(3) 実施時期

防災の日・火災予防運動期間等の時期に行うほか、必要に応じて随時実施する。

5 防災訓練

大地震等、災害の発生に備えて、情報の収集伝達・消火・避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

個別訓練は、本会が保有する個々の資機材の取り扱い等について実施するものとする。

(3) 個別訓練の種類

① 情報の収集・伝達訓練

* 被害の状況等を正確かつ迅速に把握し、収集した情報を防災関係機関に通報し、防災関係機関の指示等を迅速かつ的確に地区住民に伝達することについて習熟する。

② 消火訓練

* オイルパン等を使用し、消火器やバケツ等による消火技術を習熟する。

③ 救出・救護訓練

* 家屋の倒壊等による被災者を簡単な工具を使用して救出する。また、負傷者の応急手当の方法等について知識及び技術を習熟する。

④ 避難誘導訓練

* 避難の要領を熟知し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう習熟する。

⑤ 給食・給水訓練

* 炊き出しや食料・飲料水を確保する方法及び提供された食料・飲料水・毛布等、物資の配分方法について習熟する。

⑥ 防災資機材等の配備

* 災害の発生に備えて防災資機材を配備（備蓄）し、管理をする。資機材の点検は、毎月第〇〇曜日に行う。

(4) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に実施するものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練を実施する場合は、目的や実施要領等を明確にした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

① 訓練は、防災の日や火災予防運動期間中並びに自治会等の行事のなかで工夫をし実施する。

② 総合訓練は年1回以上、個別訓練は随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害の状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるために、情報の収集・伝達は次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地区内の災害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集し、必要と認める情報は地区住民や防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話・テレビ・ラジオ・有線放送・携帯無線機・伝令等により行う。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、二次災害の火災の発生が被害を大きくするので、出火防止の徹底を図るため、次の事項に重点をおいて点検整備を行うよう、各家庭に呼びかける。

- ① 火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 石油類等、危険物品の保管状況
- ③ 消火器等、消火機材の整備状況
- ④ その他、建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地区内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期の段階で消火できるようにするため、次の消火機材を配備する。

消火器・水バケツ・消火砂 等

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊・落下物等により、救出・救護の必要が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、二次災害の危険を確認するなかで、現場付近の者は積極的に救出救護活動に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出が必要な場合は、迅速に防災関係機関へ出動を要請する。

9 避難誘導対策

火災の延焼等、災害の発生により、地区住民の人命に危険が生じ、また生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導

市長の避難勧告・指示が出たとき、または地区において避難の必要を認めるとき、避難誘導班員は地区住民を避難地に安全に誘導する。

(2) 避難経路及び避難場所

- ① 避難経路は〇〇通りとする。ただし、〇〇通りが通行不能の場合は、△△

通りとする。

② 避難場所は、〇〇公園、または〇〇学校とする。

10 給食給水

避難地における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配給された食糧・地区内の家庭等から提供を受けた食糧等の、配分や炊き出しなどの給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水や水道・井戸等から確保した飲料水などの給水活動を行う。

《別表1》

〇〇防災会の編成 及び 任務分担		
班	平常時の役割	災害時の役割
本部	<ul style="list-style-type: none">* 組織の総括* 各班の調整と統合* 防災会議の開催* 防災計画・防災訓練等の企画立案及び実施	<ul style="list-style-type: none">* 「対策本部」の設置* 「市の災害対策本部」との連絡・調整* 各班への指示と調整
情報班	<ul style="list-style-type: none">* 講演会・映画・ミニコミ紙等による防災知識の普及啓発* 情報の収集・伝達訓練	<ul style="list-style-type: none">* 情報の収集・伝達* 被害状況を把握し、防災関係機関へ通報* 災害（パニック）防止のための広報
消火班	<ul style="list-style-type: none">* 正しい火の使い方の指導* 家庭での出火防止の指導・点検* 消火体制の整備* 初期消火訓練	<ul style="list-style-type: none">* 消火器・バケツ等による初期消火の実施* 出火防止の広報活動
救出救護班	<ul style="list-style-type: none">* 家屋の倒壊等による救出技術の習得* 救出・救護体制の整備と訓練	<ul style="list-style-type: none">* 家屋の倒壊等による救出・救護活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none">* 避難計画の策定* 集合場所・避難経路・避難場所の巡回と熟知* 避難誘導訓練	<ul style="list-style-type: none">* 集合場所・避難経路の安全確認* 避難誘導活動* 人員点呼等、避難者の把握
給食給水班	<ul style="list-style-type: none">* 炊事用具等の調達と管理* 食料等、物資の配分計画の確立* 非常食の家庭備蓄PR* 給食・給水訓練* 炊き出し訓練	<ul style="list-style-type: none">* 給食・給水の実施* 炊き出しの実施* 食料等、提供物資の配分

【資料 9：地区防災会に対する情報伝達資機材の提供に関する要綱】（地区防災会のみ）

高槻市地区防災会に対する情報伝達資機材の提供に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、効果的な自主防災活動を促進し、災害時の被害の軽減を図るため、地区コミュニティにおける災害情報伝達等の役割を担う地区防災会の結成促進を目的として、その活動を支援するために行う情報伝達資機材の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地区防災会）

第 2 条 この要綱において地区防災会とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条の 2 第 2 号の自主防災組織に相当する団体で、組織の構成員の合意により、次に掲げる要件を備えたものをいう。

- (1) 別表第 1 に掲げる地区コミュニティ組織を基盤に結成されていること。
- (2) 地区防災会に関する規約等を定めていること（前号の地区コミュニティ組織が定める規約等を一部改正する場合を含む。）
- (3) 地区内の情報収集伝達体制及び役割分担を定めていること。
- (4) 必要な運営費を有していること。
- (5) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 前項第 1 号の組織には、高槻市自主防災組織に対する防災資機材の提供に関する要綱に基づき、自主防災組織結成届を提出している地区コミュニティ組織を含む。

（情報伝達資機材の貸与の申請）

第 3 条 情報伝達資機材の貸与を受けようとする地区防災会は、高槻市地区防災会資機材貸与申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 地区防災会結成届（様式第 2 号）
- (2) 規約等
- (3) 情報収集伝達体制及び役割分担
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、高槻市自主防災組織に対する防災資機材の提供に関する要綱の規定に基づき、防災資機材の貸与の申請を行うことを妨げるものではない。

3 第 1 項の規定により提出する書類のうち、高槻市自主防災組織に対する防災資機材の提供に関する要綱の規定に基づく防災資機材の貸与の申請のため、市長に提出した書類は、すでに提出されたものとみなす。

(情報伝達資機材の貸与の決定等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、審査結果を高槻市地区防災会資機材貸与承認決定通知書（様式第3号）により通知する。

(情報伝達資機材の貸与)

第5条 市長は、前条の規定による承認を受けた地区防災会に対し、予算の範囲内で1回に限り、別表第2に掲げる情報伝達資機材の貸与を行う。

- 2 前項の規定により貸与する資機材の型番等は、市長が別に定める。
- 3 情報伝達資機材の貸与を受けた地区防災会は、高槻市貸与地区防災会資機材受領書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 4 地区防災会への情報伝達資機材の貸与期間は、3年とする。

(情報伝達資機材の管理及び使用)

第6条 地区防災会は、貸与を受けた情報伝達資機材の適正な管理に努めるとともに、当該資機材を防災活動に有効に活用するものとする。

- 2 貸与を受けた情報伝達資機材の使用において、事故その他の支障があったときは、使用者が一切の責任を負うものとする。

(調査、報告等)

第7条 市長は必要があると認めたときは、情報伝達資機材の貸与を受けている地区防災会に対し、当該資機材の管理状況を調査することができる。

- 2 情報伝達資機材の貸与を受けている地区防災会は、毎年5月末日までに地区防災会資機材管理状況報告書（様式第5号）、活動計画書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(情報伝達資機材の返還請求)

第8条 市長は、次に掲げる事由に該当するときは、情報伝達資機材の返還を請求することができる。

- (1) この要綱に定める趣旨に反して情報伝達資機材を使用したとき。
- (2) 不正な手段により情報伝達資機材の貸与を受けたとき。
- (3) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。ただし、防災訓練等のため地区防災会の地域に属する自治会等に一時的に使用させる場合を除く。
- (4) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他市長が情報伝達資機材の貸与が適当でないと認めたとき。

(原状回復等)

第9条 地区防災会は、貸与を受けている情報伝達資機材を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(情報伝達資機材の譲与)

第10条 市長は、第5条第4項に規定する貸与期間が経過した情報伝達資機材を、貸与していた地区防災会に対し、譲与するものとする。

2 前項の規定により、情報伝達資機材を譲与するときは、高槻市地区防災会貸与資機材引渡通知書(様式第7号)を地区防災会に対して交付する。

3 地区防災会は、情報伝達資機材を譲与されたときは、高槻市地区防災会譲与資機材受領書(様式第8号)を市長に提出する。

(譲与後の情報伝達資機材の管理及び使用)

第11条 第6条の規定は、譲与後の情報伝達資機材の使用について準用する。

2 譲与後の情報伝達資機材の毀損又は滅失について、市長は一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が定める。

別表第1 (第2条関係)

コミュニティ組織名	
大冠北自治連合会	真上コミュニティ協議会
西大冠校区コミュニティ協議会	樫田地区連合自治会
若松校区コミュニティ協議会	如是西地区コミュニティ
庄所地域コミュニティ協議会	堤・桜台コミュニティ連絡協議会
寿栄川添自治協議会	辻子三・竹の内コミュニティ協議会
富田自治会連合	南大冠東地区住民会議
女瀬川南自治協議会	桃園コミュニティ協議会
川西地区連合自治会	芥川連合自治会
北阿武野コミュニティ協議会	五領地区連合自治会
中阿武野自治協議会	磐手地区コミュニティ協議会
西阿武野地区コミュニティ協議会	日吉台地区コミュニティ連絡協議会
赤大路地区コミュニティ協議会	清水地区コミュニティ協議会
阿武山地区連合自治会	柳川地区コミュニティ協議会
三箇牧地区連合自治会	高槻地区連合自治会
玉川・牧田地区コミュニティ会議	津之江・東五百住自治協議会
北清水連合自治会	冠地区コミュニティ協議会

別表第2（第5条関係）

資機材名	数 量	備 考
携帯無線機	2 個	初回の無線局登録料を含む。以降は5年ごとに更新が必要。
メガホン	10 個	
ヘルメット	10 個	
倉庫	1 棟	有効開口寸法 幅685mm×高さ1,310mm 有効室内寸法 幅1,305mm×高さ1,412mm×奥行620mm

【資料10：高槻市地区防災会資機材貸与申請書（様式第1号） 記入例】

様式第1号

高槻市地区防災会資機材貸与申請書

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市長

組織名

代表者 住 所

氏 名

印

電 話

高槻市地区防災会に対する情報伝達資機材の提供に関する要綱第3条の規定により防災資機材の貸与を申請します。

構成世帯数 (世帯 人)	保管場所 高槻市
貸 与 希 望 資 機 材 内 訳		
品 名		数 量

【資料 1 1 : 地区防災会結成届 (様式第 2 号) 記入例】

様式第 2 号

地区防災会結成届

平成 年 月 日

(宛先) 高槻市長

代表者 住 所
氏 名 印
電 話

下記のとおり地区防災会を結成しましたので、高槻市地区防災会に対する情報伝達資
機材の提供に関する要綱第 3 条に基づき、関係書類を添えて届けます。

組織名		
結成年月日	平成	年 月 日
構成世帯数	世帯 (人)	
活動拠点	住所 〒 5 6 9 -	高槻市
	電話	
提出書類	地区防災会規約等 情報収集伝達体制・役割分担 活動計画書 (様式第 6 号) 役員名簿	別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり
(市記入欄)		

【資料12：地区防災会の規約参考例】

規約には組織の目的や事業の内容を明らかにするとともに、役員の選任および任務・会議の開催・防災計画などを盛り込むことが必要ですが、以下の例は、あくまでも参考ですので、組織規模に見合った内容を追加または削除し、地区の実態にあった規約を作成してください。

なお、地区防災会の主な役割は、災害時における情報収集伝達、各自治会の活動支援、避難所運営となります。

〇〇地区防災会規約

(目的)

第1条 本会は、〇〇地区コミュニティにおける住民等が、連帯共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害情報の収集伝達、各自治会の活動支援、避難所開設時の市との協働等の役割を担い、地震・風水害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、〇〇地区防災会と称する。

(活動拠点)

第3条 本会の活動拠点は、〇〇コミュニティセンター（高槻市〇〇町〇〇番〇〇号）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条に規定している目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報収集伝達体制の整備に関する事。
- (2) 情報収集伝達資機材の整備に関する事。
- (3) 災害時における情報収集伝達に関する事。
- (4) 他組織との連携に関する事。
- (5) 避難所運営に関する事。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会員)

第5条 本会は、〇〇地区コミュニティ内における居住世帯及び次に掲げる加入団体をもって構成する。

- (1) 〇〇委員会

(2) ○○協議会

(3) ○○委員会

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 ○名

(3) 書記 ○名

(4) 会計 ○名

(5) 幹事 ○名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災指導員を積極的に登用することとする。

3 役員の任期は○年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き○年を超えることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、防災に関わる活動を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、本会の内外への連絡・広報などを行う。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員（個人会員及び加入団体代表者）をもって構成する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 事業計画及び実施報告に関する事。

(3) 予算及び決算に関する事。

(4) その他、会長が特に必要と認めた事。

第10条 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

ただし、やむを得ない事情で出席ができない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

2 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長・副会長・書記・会計及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会より委任されたこと。
- (3) その他、会長が特に必要と認めたこと。

第12条 第10条の規定は、幹事会について準用する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、〇〇地区コミュニティの会費その他の収入をもってあてる。

(会計監査の選出)

第15条 本会の会計を監査するため、会長は会計監査〇名を会員中より委嘱し、総会の承認を得る。

(会計監査の任期)

第16条 会計監査の任期は、役員に準ずるものとする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

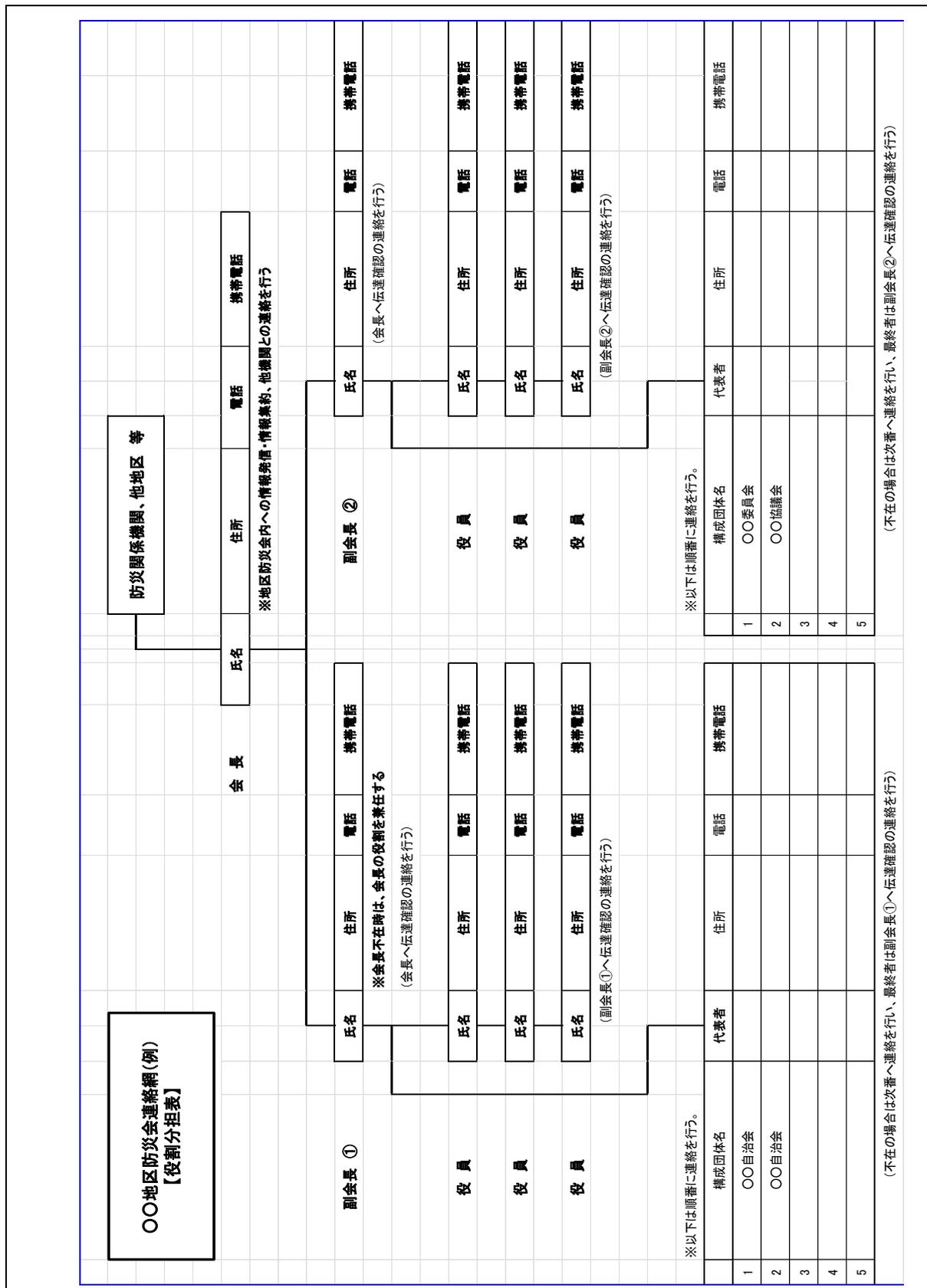
(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は、総会において会員総数の〇分の〇以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【資料 1 3 : 地区防災会の連絡網参考例】



【資料14：地区防災会の情報収集伝達体制の参考例】

〇〇地区防災会 情報収集伝達体制

1 平常時の体制

(1) 連絡体制の整備

災害発生時に市からの情報を迅速に構成員に伝達し、また〇〇地区内の被害状況等を集約し防災関係機関に伝達するため、本会の連絡体制を整備する。

その際は、少なくとも自治会（自治会長）までの連絡体制を整備する。

(2) 防災訓練

風水害や大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達を迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

ア 訓練の種別

訓練は、情報収集伝達訓練を基本とし、その他の訓練も随時実施する。

イ 訓練の内容

訓練は、本会が保有する個々の資機材の取扱訓練を兼ねて実施するものとする。

ウ 訓練実施計画

訓練を実施する場合は、目的や実施要領等を明確にした訓練実施計画を作成し、市及び消防本部に提出する。

エ 訓練の時期及び回数

情報収集伝達訓練は、年1回以上実施する。また、市主催の訓練実施時等には積極的に参加するものとする。

2 災害時の活動

(1) 情報の伝達

市から発令される避難勧告等（別表第1を参照）の情報を、迅速に構成員に伝達するとともに、情報の持つ意味を踏まえた適切な行動を支援する。

(2) 情報の収集

地区内の被害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集し、必要と認める情報は地域内住民や防災関係機関等に伝達する。

(3) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話連絡網のほか、携帯無線機、伝令、回覧板・掲示板、FAX、携帯電話（メール）、テレビ、ラジオの活用など、災害の段階や地域の特性に応じて様々な手段を検討する。

別表第1 避難勧告などの種類

種別	情報・勧告などの意味	住民が取るべき行動	防災行政無線放送パターン
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動の開始を準備する必要がある ・避難支援者(※)が支援活動の準備を開始する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意など、避難準備を開始 ・自宅内の高所や斜面から離れたところなど、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・上りチャイム音→音声放送→下りチャイム音 ・午前6時～午後9時に実施
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大を防止するため特に必要がある場合、対象地域の住民に安全な場所（指定避難所など）への避難のための立ち退きを勧めるまたは、促すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への避難行動を開始 ・避難支援者は、支援行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイレン+音声放送 ・24時間実施
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害の危険が目前に切迫している場合、避難勧告より強い拘束力をもって、対象地域の住民に安全な場所（指定避難所など）への避難のための立ち退きを促すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・避難していない対象住民は避難行動に速やかに移るとともに、その暇がない場合には生命を守る最低限の行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイレン+音声放送 ・24時間実施

※避難支援者・・・災害時要援護者が避難行動を行う場合に支援する者

別表第2 市からの災害情報伝達方法

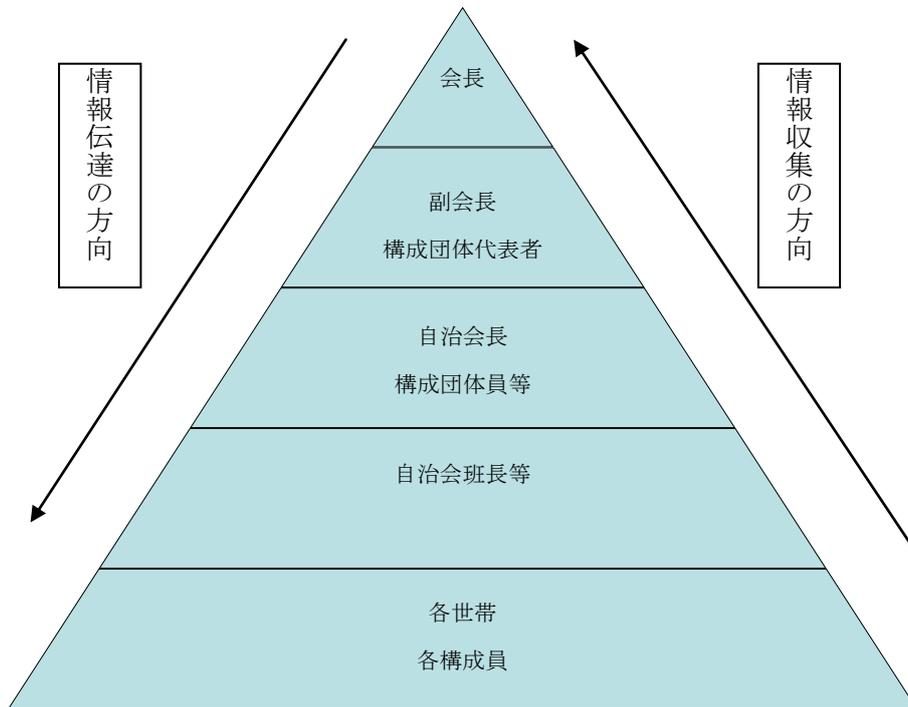
情報伝達手段	内容	入手方法	情報の種類										
			地震		風水害(気象警報等)			避難情報			災害情報		国民保護
			緊急地震速報	気象警報	土砂災害警戒情報	特別警報	避難準備情報	避難勧告 避難指示	避難所開設情報	災害発生情報	ミサイル・テロ等		
防災行政無線	学校や公園に設置したスピーカーから放送を行います。	スピーカー	◎	○ 6～21時	○ 6～21時	◎	○	○	○ 6～21時 サイレン	○	○	◎	
広報車	防災行政無線を補完するため、市の公用車で巡回して放送を行います。	スピーカー						○	○	△	○	△	
緊急速報メール(エリアメール)	高槻市域の携帯電話(対応機種)に強制的にメールを配信します。	携帯電話	◎			◎		○	○			◎	
おおさか防災情報メール	登録制のメールで、緊急速報メールと同様の内容などを配信します。	携帯電話		◎		◎		○	○	△		◎	
防災Twitter (@Takatsuki_Bosai)	ツイッターから情報を発信します。	携帯電話		○		◎		○	○	○		◎	
J・COM 防災情報サービス	自宅に設置したJ・COMの専用端末に、防災行政無線の放送を流します。	専用端末	◎	○ 6～21時		◎		○	○ 6～21時 サイレン			◎	
高槻市ホームページ	トップページに情報を掲載します。また、防災Twitterの発信情報も掲載します。	インターネット		○		◎		○	○	○		◎	
ケーブルテレビ	J・COMのコミュニティチャンネル(11ch)で、テロップ放送を流します。	テレビ	◎	◎				○	○	△		△	
その他	例)NHKデータ放送、防災関係機関ホームページ(気象庁、おおさか防災ネット等)、ラジオ												

【記号の意味】 ◎:即時(自動)伝達するもの ○:職員等が手動で伝達するもの
 △:状況に応じて伝達するもの ※地域を限定して伝達する場合があります。

別表第3 ○○地区防災会の情報収集伝達体制・役割分担

情報の種類	伝達の考え方	伝達する場合
緊急地震速報 気象警報 土砂災害警戒情報 特別警報	●各世帯(個人)で情報を受信できるよう努める ※屋外でも自動で情報を受けられる携帯電話などを有効に活用するほか、テレビ・ラジオ等を視聴し情報収集を行う。	●地区内で災害が発生する恐れがあると認められる場合には伝達を行う。
避難準備情報 避難勧告 避難指示	●地区防災会から伝達する際には、必要な情報に絞り、具体的な行動に結び付けられる内容とする。	●対象地区に必ず伝達する。
避難所開設情報	●地区防災会から伝達する際には、避難情報とあわせて伝達する。	●対象地区に必ず伝達する。
災害発生情報	●地区防災会から伝達する際には、地区に影響のある部分のみを伝達する。	●対象地区に必ず伝達する。
ミサイル・テロ等	●状況が刻々と変化する事態であることから、テレビ・ラジオ等の視聴を促す。	●対象地区に必ず伝達する。

《伝達組織図》



- 市（防災関係機関）との情報のやり取りは、原則として会長が行う。
- 各階層の伝達者は、自らの伝達先の状況把握に責任を持つ。
- 情報を受けた者は、テレビやインターネット等の別の手段を用いて、情報の確認を行う。

【資料15：高槻市の避難所（避難施設）一覧】

（平成27年2月現在）

▨ は「緊急避難場所」（それ以外は「避難所 兼 緊急避難場所」）、● は方面隊基地

1. 榎田地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別								
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害	
榎田小学校	大字田能小字岡崎6	688-9237	688-9150	560	339	○								○
●榎田支所	大字田能小字スハノ下11	688-9124	688-9125	67	40	○								○

2. 阿武山地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別								
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害	
●阿武山小学校	阿武野 2-1-2	693-3251	693-3254	2,507	1,519	○								○
土室小学校	上土室 6-10-1	694-7274	694-7275	2,315	1,403	○								
南平台小学校	南平台 5-20-1	695-5751	695-5752	2,251	1,364	○		○						○
阿武野中学校	氷室町 5-7-1	693-0421	693-0422	2,777	1,683	○								
阿武山中学校	奈佐原 1-2-1	693-9211	693-9212	2,266	1,373	○								○
土室幼稚園	上土室 6-10-2	694-7200	694-7200	298	180	○								
阿武野コミュニティセンター	南平台 5-21-2	696-0921	696-0922	310	187	○		○						○
阿武山公民館	奈佐原 2-11-12	693-0188	693-0199	283	171	○								○
西阿武野コミュニティセンター	阿武野 1-10-2	692-0800	692-0800	240	143	○								○

3. 阿武野地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別								
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害	
●郡家小学校	郡家新町 68-1	683-1881	683-1883	2,315	1,403	○	○	○	○					
阿武野小学校	氷室町 4-4-5	694-4666	694-4669	2,646	1,603	○	○							
川西小学校	川西町 1-34-7	681-5620	681-5769	1,817	1,101	○	○		○					
第二中学校	郡家本町 52-1	681-1562	681-1565	3,741	2,267	○	○	○						
川西中学校	川西町 2-33-1	681-7913	681-7914	2,575	1,560	○	○		○					
郡家幼稚園	郡家新町 68-3	683-1888	683-1888	359	217	○	○	○	○					
阿武野幼稚園	氷室町 4-16-1	696-0074	696-0074	360	218	○	○							

今城塚公民館	郡家新町 48-3	683-3331	683-6159	577	349	○	○	○	○				
川西コミュニティセンター	清福寺町 6-5	683-9048	683-9048	288	174	○	○	○	○				
郡家老人福祉センター	郡家新町 48-6	685-0479	685-0479	286	173	○	○	○	○				

4. 清水地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●清水小学校	宮之川原 4-20-1	688-6517	688-6553	2,468	1,495	○		○					○
安岡寺小学校	安岡寺町 1-60-1	687-9139	687-9140	2,443	1,480	○		○					○
北清水小学校	安岡寺町 6-2-1	688-4316	688-4330	2,571	1,558	○							
第九中学校	松が丘 1-17-1	688-4317	688-4342	3,028	1,835	○		○					○
清水幼稚園	宮之川原 5-4-1	687-5080	687-5080	408	247	○		○					
北清水幼稚園	安岡寺町 6-2-2	687-1540	687-1540	389	235	○							
北清水公民館	清水台 1-7-1	687-3190	687-3190	257	155	○		○					
清水コミュニティセンター	宮之川原 5-4-3	687-4660	687-4670	248	150	○		○					
原公民館	大字原 808-3	-	-	210	127	○		○					

5. 芥川地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●芥川小学校	真上町 1-2-3	682-1404	682-1407	2,771	1,679	○	○	○					○
真上小学校	西真上 2-17-1	683-3558	683-3559	2,315	1,403	○	○						○
芥川幼稚園	真上町 1-2-6	685-1441	685-1441	507	307	○	○	○					
芥川公民館	芥川町 4-20-12	683-1423	683-1423	210	127	○	○						
真上公民館	真上町 2-16-6	683-2509	683-2509	222	134	○	○	○					
関西大学高槻ミュージャンパス	白梅町 7-1	684-4000	684-4007	10,811	6,552	○							

6. 日吉台地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●日吉台小学校	日吉台一番町 24-18	689-1530	689-1585	3,122	1,892	○				○			○

北日吉台小学校	日吉台三番町 4-20	688-8641	688-8642	2,822	1,710	○							○
芝谷中学校	芝谷町 3-1	688-2912	688-2913	3,084	1,869	○							○
日吉台幼稚園	日吉台一番町 24-10	687-1531	687-1531	453	274	○				○			
日吉台公民館	寺谷町 50-1	688-6636	688-6636	391	236	○							

7. 磐手地区

避難所名	住所	電話 番号	FAX	収容 可能 面積	収容 可能 人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●磐手小学校	安満西の町 27-1	683-4960	683-4999	2,733	1,656	○	○	○		○		○	○
奥坂小学校	別所本町 35-5	681-2614	683-9087	2,315	1,403	○	○	○		○			○
第八中学校	紅茸町 5-1	681-1520	681-1542	3,070	1,860	○	○	○		○			○
磐手幼稚園	別所本町 9-6	685-5275	685-5275	357	216	○	○	○					
磐手公民館	安満北の町 18-1	685-2110	685-7727	828	501	○	○	○					
奥坂コミュニティ センター	別所本町 35-3	684-1375	684-1384	260	157	○	○	○					
山手老人福祉セ ンター	山手町 2-2-2	685-4656	685-4657	410	248	○	○	○		○			

8. 五領地区

避難所名	住所	電話 番号	FAX	収容 可能 面積	収容 可能 人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●五領小学校	五領町 12-1	669-0181	669-0183	2,338	1,416	○		○		○			○
上牧小学校	上牧町 4-22-1	669-2255	669-2256	2,379	1,441	○				○			
五領中学校	道鶴町 3-20-1	669-3461	669-3463	2,137	1,295	○		○					
五領幼稚園	五領町 12-1	669-3620	669-3620	320	193	○		○		○			
上牧幼稚園	上牧町 4-22-2	669-3623	669-3623	421	255	○				○			
五領公民館	五領町 11-6	669-6169	669-6165	439	266	○		○		○			
金光大阪中学校 ・高等学校	東上牧 1-3-1	669-5211	669-5214	1,869	1,132	○							○

9. 北大冠地区

避難所名	住所	電話 番号	FAX	収容 可能 面積	収容 可能 人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●北大冠小学校	宮野町 10-5	671-5390	671-5391	2,891	1,752	○							

大冠小学校	天川町 42-2	671-6806	671-6807	2,331	1,412	○								
松原小学校	沢良木町 18-1	676-1415	676-1416	2,443	1,480	○								
第六中学校	永楽町 10-3	674-0495	674-0496	2,769	1,678	○				○				
松原幼稚園	沢良木町 18-2	676-1413	676-1413	357	216	○								
大冠北第1コミュニティセンター	永楽町 1-15	673-2046	673-2051	175	106	○								
大冠北第2コミュニティセンター	宮野町 10-16	674-4955	674-4955	224	135	○								

10. 南大冠地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別								
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害	
●冠小学校	大冠町 2-40-2	672-1736	672-1744	1,995	1,209	○				○				
南大冠小学校	大塚町 1-4-8	675-1010	675-1012	2,919	1,769	○								
竹の内小学校	竹の内町 60-1	673-4495	673-4497	1,803	1,092	○								
冠中学校	大冠町 2-24-1	676-2567	676-2569	2,444	1,481	○								
第十中学校	竹の内町 61-1	671-9997	671-9980	3,097	1,876	○								
南大冠幼稚園	大塚町 1-4-8	671-1370	671-1370	453	274	○								
冠コミュニティセンター	大冠町 2-40-10	674-8221	674-8221	196	118	○								
竹の内コミュニティセンター	竹の内町 60-6	661-1263	661-1265	184	111	○								
南大冠公民館	大塚町 1-20-1	673-1477	673-1477	270	163	○								

11. 高槻地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別								
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害	
●桃園小学校	桃園町 3-27	671-1421	671-1422	2,235	1,354	○		○	○					
高槻小学校	本町 3-69	674-0403	674-0401	2,512	1,522	○				○				
庄所コミュニティセンター	南庄所町 3-3	674-8400	674-8400	233	141	○								
桃園コミュニティセンター	城西町 10-12	672-5477	672-5477	213	129	○								
第一中学校	城内町 1-35	675-1426	675-1425	2,960	1,793	○				○				
高槻幼稚園	本町 3-69	675-5050	675-5050	324	196	○				○				
城内公民館	城内町 1-1	671-4644	671-4552	390	236	○		○		○				
総合センター	桃園町 2-1	674-7111	675-8184	1,631	988	○		○	○					
総合市民交流センター	紺屋町 1-2	685-3721	685-3614	3,800	2,303	○		○						

障がい者福祉センター	城内町 1-11	672-0267	661-3508	316	191	○				○			
城西町庁舎	城西町 4-6	674-7497	661-4901	177	107	○		○					

1 2. 桜台地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●桜台小学校	登町 9-1	671-1312	671-1341	2,678	1,623	○							
西大冠小学校	城南町 3-1-1	675-5355	675-5380	2,699	1,635	○							
堤運動広場	堤町 3-1	673-5311	673-5311	749	453	○							
若松小学校	若松町 22-2	676-1408	676-1409	2,436	1,476	○							
城南中学校	城南町 2-30-1	673-4491	673-4492	2,753	1,668	○							
桜台認定こども園	登町 9-2	674-5520	674-5520	647	392	○							
西大冠幼稚園	城南町 3-1-2	675-5332	675-5332	456	276	○							
西大冠コミュニティセンター	城南町 3-1-3	672-4130	672-4131	155	93	○							
堤コミュニティセンター	堤町 3-2	674-8210	674-8210	229	138	○							
春日ふれあい文化センター	春日町 22-1	671-9604	671-9605	716	433	○							

1 3. 如是地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●芝生小学校	芝生町 3-30-1	677-2721	677-2720	2,483	1,504	○		○					
如是小学校	如是町 2-3	695-0401	695-0402	2,331	1,412	○	○	○					
津之江小学校	津之江北町 7-1	673-9011	673-9013	2,443	1,480	○	○						
丸橋小学校	芝生町 3-16-2	677-1419	678-1448	2,443	1,480	○		○					
第三中学校	芝生町 2-49-5	694-0386	694-0387	2,908	1,762	○		○					
如是中学校	如是町 7-1	694-2862	694-2867	2,432	1,473	○	○	○					
芝生幼稚園	芝生町 3-30-1	677-2445	677-2445	454	275	○		○					
津之江幼稚園	津之江北町 7-2	673-9691	673-9691	500	303	○	○						
如是公民館	如是町 2-5	693-1866	693-1866	249	150	○	○	○					
女瀬川南コミュニティセンター	芝生町 3-16-1	678-6748	678-6751	228	138	○		○					
清水池コミュニティセンター	川西町 3-7-7	661-4111	661-4111	140	84	○			○				

14. 富田地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●五百住小学校	登美の里町 24-1	694-7277	694-7278	2,123	1,286	○		○	○		○		
富田小学校	昭上台町 1-1-1	695-0967	695-0958	3,007	1,822	○	○		○		○		
赤大路小学校	赤大路町 15-1	695-3157	695-3118	2,379	1,441	○	○				○		
第四中学校	大畑町 4-4	695-0404	695-0405	3,696	2,240	○	○	○	○		○		
五百住幼稚園	登美の里町 24-2	694-7251	694-7251	360	218	○		○	○		○		
富田幼稚園	昭上台町 1-1-1	696-2407	696-2407	290	175	○	○		○		○		
富田公民館	富田町 5-17-1	693-1671	692-6621	579	350	○	○		○		○		
赤大路コミュニティセンター	赤大路町 15-6	695-5563	695-5613	270	163	○	○				○		
富田老人福祉センター	富田町 2-4-9	694-7212	694-7237	445	269	○	○		○		○		

15. 柳川地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●寿栄小学校	栄町 3-11-2	694-8171	694-8173	2,315	1,403	○							
柳川小学校	西町 2-1	694-7461	694-7464	2,730	1,654	○			○				
玉川小学校	牧田町 8-1	695-6758	695-6703	2,552	1,546	○			○				
玉川牧田コミュニティセンター	牧田町 26-3	696-8877	696-8877	232	140	○			○				
柳川中学校	川添 1-1-5	695-3142	695-3199	2,969	1,799	○			○				
玉川幼稚園	牧田町 8-2	695-3354	695-3354	582	352	○			○				
寿栄コミュニティセンター	栄町 3-11-3	696-6025	696-6137	253	153	○							
柳川コミュニティセンター	西町 2-5	695-5793	696-5793	244	147	○			○				

16. 三箇牧地区

避難所名	住所	電話番号	FAX	収容可能面積	収容可能人数	指定緊急避難場所の災害種別							
						地震	淀川	芥川	女瀬川	檜尾川	安威川	水無瀬川	土砂災害
●三箇牧小学校	三島江 1-13-6	677-5836	677-5870	2,480	1,503	○							
柱本小学校	柱本新町 10-8	677-2717	677-2702	2,635	1,596	○							
第七中学校	西面北 1-45-1	677-2444	677-2421	3,133	1,898	○							

三箇牧幼稚園	三島江 1-13-6	678-0014	678-0014	357	216	○							
柱本幼稚園	柱本新町 10-7	677-2739	677-2739	515	312	○							
三箇牧公民館	三島江 1-11-8	677-0965	677-0967	386	233	○							

○広域避難地一覧表

(1) 広域避難地

番号	避難地名	広域避難地内施設名	総面積(有効面積)	収容可能人数
1	上の池公園周辺	上の池公園、阿武山中学校、養護老人ホーム	10.54ha(7.29ha)	36,450人
2	南平台中央公園周辺	南平台中央公園、南平台小学校、芥川緑地、埋蔵文化財調査センター	10.10ha(7.00ha)	35,000人
3	郡家老人福祉センター周辺	郡家老人福祉センター、郡家小学校、今城塚公民館	13.63ha(9.56ha)	47,800人
4	奥坂小学校周辺	奥坂小学校、第八中学校、府立高槻北高校、古曽部防災公園	16.17ha(9.02ha)	45,100人
5	芥川河川敷周辺	芥川河川敷(門前橋～城西橋)、清水池周辺	16.00ha(9.80ha)	49,000人
6	城跡公園周辺	城跡公園、高槻現代劇場、第一中学校、府立槻の木高校	14.13ha(9.61ha)	48,050人
7	総合スポーツセンター周辺	総合スポーツセンター、玉川・丸橋・芝生小学校、柳川中学校、玉川牧田コミュニティセンター、富田団地	52.55ha(22.52ha)	112,600人
8	下水処理場・南大樋運動広場周辺	高槻下水処理場、南大樋運動広場、桜台小学校、下田部団地	51.06ha(18.55ha)	92,750人
9	淀川河川敷(前島地区)	淀川河川敷(前島地区)	7.43ha(7.43ha)	37,150人
10	淀川河川敷(大塚地区)	淀川河川敷(大塚地区)	31.09ha(31.09ha)	155,450人
11	淀川河川敷(三島江地区)	淀川河川敷(三島江地区)	23.66ha(23.66ha)	118,300人

(2) 準広域避難地

番号	避難地名	準広域避難地内施設名	総面積(有効面積)	収容可能人数
1	芝谷町中央公園周辺	芝谷町中央公園、芝谷中学校	4.20ha(3.08ha)	15,400人
2	緑が丘公園周辺	緑が丘公園	2.11ha(2.11ha)	10,500人
3	安満遺跡周辺	安満遺跡グラウンド	0.98ha(0.98ha)	4,900人
4	芥川公園周辺	芥川公園、三島救命救急センター	1.69ha(1.09ha)	5,450人
5	津之江公園周辺	津之江公園	6.40ha(6.40ha)	32,000人

○二次避難所（福祉避難所）一覧表

(1) 障がい者等避難施設

	施設名	所在地	連絡先
①	やまびこ園	高槻市山手町 2-2-1	681-5811
②	高槻温心寮	高槻市塚原 1-9-1	696-0678
③	三島の郷	高槻市大字原 924-4	688-0768
④	地域生活支援センター光	高槻市宮之川原 2-9-1	680-1110
⑤	サニースポット	高槻市富田町 4-7-16	697-7080
⑥	友遊の里	高槻市大字田能小字宮ノ前 1088	680-0222
⑦	共働舎花の会	高槻市南平台 3-29-9	692-2859
⑧	第2共働舎花の会	高槻市南平台 3-29-10	697-7033
⑨	萩の杜	高槻市大字萩谷 14-1	699-0099
⑩	ジョブサイトひむろ	高槻市氷室町 1-14-27	697-2234
⑪	高槻地域生活総合支援センター ふれいす B e	高槻市郡家本町 5-2	681-4700
⑫	わかくさ障害者作業所	高槻市郡家新町 48-2	695-5566
⑬	わかくさ南障害者作業所	高槻市大字唐崎 1277	679-3043
⑭	高槻市立障がい者福祉センター	高槻市城内町 1-11	672-0267
⑮	高槻市立療育園	高槻市郡家本町 5-3	681-6420
⑯	高槻市立うの花療育園	高槻市郡家本町 5-5	685-3803
⑰	生活支援総合施設フォレスト	高槻市郡家本町 14-5	686-1131

(2) 高齢者等避難施設

	施設名	所在地	連絡先
①	特別養護老人ホーム 高槻荘	高槻市郡家新町 48-7	682-6652
②	養護老人ホーム 槻ノ木荘	高槻市塚原 1-8-1	694-0716
③	特別養護老人ホーム れんげ荘	高槻市三島江 4-38-7	677-5888
④	特別養護老人ホーム 高槻けやきの郷	高槻市番田 1-60-1	662-5888
⑤	特別養護老人ホーム ミス・ブール記念ホーム	高槻市松が丘 1-21-9	688-5138
⑥	特別養護老人ホーム ひばり苑	高槻市三箇牧 2-20-3	679-1105
⑦	特別養護老人ホーム 高槻ともしび苑	高槻市安岡寺町 6-6-1	689-2772
⑧	特別養護老人ホーム エイペックスひろの	高槻市前島 1-36-1	669-5701
⑨	特別養護老人ホーム リヴェスタひろの	高槻市唐崎南 3-30-5	679-2200
⑩	高槻黄金の里特別養護老人ホーム	高槻市黄金の里 1-14-8	687-3681
⑪	グリーン特別養護老人ホーム	高槻市奈佐原 4-7-15	690-3331
⑫	特別養護老人ホーム 和朗園	高槻市井尻 2-37-8	660-3600
⑬	特別養護老人ホーム 檉田の里	高槻市大字田能小字畑子谷 15-1	680-0001
⑭	特別養護老人ホーム 出丸苑	高槻市出丸町 4-62	676-2830

⑮	高槻市立養護老人ホーム	高槻市阿武野 2-2-2	696-1134
⑯	特別養護老人ホーム ぐんげ今城の丘	高槻市郡家本町 13-23	681-2020

【資料 16：高槻市の災害用備蓄倉庫および備蓄物品一覧】

(平成 26 年 8 月現在)

施設名	設置場所
南大冠小学校	北校舎 3 階
郡家小学校	プレハブ倉庫
清水小学校	プレハブ倉庫
芥川小学校	体育館南側倉庫
日吉台小学校	北校舎 4 階
消防磐手分署	地下 1 階
五領小学校	プレハブ倉庫
北大冠小学校	南校舎 3 階
冠小学校	プレハブ倉庫
高槻小学校	プレハブ倉庫
桜台小学校	北校舎 3 階
芝生小学校	プレハブ倉庫
五百住小学校	校舎 3 階
寿栄小学校	プレハブ倉庫
三箇牧小学校	北校舎 4 階
南平台小学校	校舎 4 階
富田小学校	南校舎 4 階
西大冠小学校	北校舎 4 階
柳川小学校	北校舎 4 階
上牧小学校	南校舎 4 階
北清水小学校	南校舎 1 階
柱本小学校	南校舎 4 階
如是小学校	北校舎 1 階
阿武野小学校	南校舎 1 階
大冠小学校	北校舎 3 階
玉川小学校	南校舎 3 階
赤大路小学校	北校舎 1 階
津之江小学校	校舎 4 階
安岡寺小学校	旧浄化槽倉庫の一部
檉田小学校	プレハブ倉庫

施設名	設置場所
若松小学校	北校舎 1 階
第一中学校	北校舎 1 階
第二中学校	南校舎 2 階
第四中学校	南校舎 1 階
第七中学校	北校舎 4 階
第九中学校	南校舎 1 階
第十中学校	プレハブ倉庫
柳川中学校	北校舎 2 階
阿武野中学校	プレハブ倉庫
城南中学校	北校舎 3 階
冠中学校	プレハブ倉庫
芝谷中学校	北校舎 1 階
第三中学校	プレハブ倉庫
第六中学校	プレハブ倉庫
第八中学校	南校舎 1 階
如是中学校	西校舎 1 階
松原小学校	南校舎 1 階
川西中学校	校舎 2 階
川西小学校	プレハブ倉庫
竹の内小学校	プレハブ倉庫
丸橋小学校	プレハブ倉庫
奥坂小学校	プレハブ倉庫
北日吉台小学校	プレハブ倉庫
桃園小学校	プレハブ倉庫
土室小学校	プレハブ倉庫
真上小学校	プレハブ倉庫
阿武山小学校	プレハブ倉庫
五領中学校	プレハブ倉庫
阿武山中学校	プレハブ倉庫
高槻市総合センター	地下 1 防災蓄倉庫
古曽部防災公園	備蓄倉庫

〔備蓄物品〕

救急セット、飲料水袋、寝袋、長靴、レインコート、バール、のこぎり、つるはし、スコップ、なた、チェンブロック、グリッパー、大ハンマー、かけや、バケツ、ガソリン缶、脚立、トラロープ、グランドシート、ヘルメット、綿ひも、鉄くい、投光器、コードリール、ラジオ、ライト、ランタン、真空パック毛布、汚物処理セット、担架、折畳式リヤカー、ツールボックス、ジャッキ、二連はしご、発電機、ワンタッチテント、トランシーバー、メガホン、組立水槽、簡易トイレ、トイレテント、水、プロパンガス、排水用水中ポンプ、鍋、ひしゃく、チャッカライター、モニター、避難所開設中標識

【資料 1 7 : 高槻市の給水拠点および飲料水兼用耐震性貯水槽等一覧】

(平成 2 6 年 8 月現在)

① 給水拠点		② 飲料水兼用耐震性貯水槽	
大冠浄水場	西冠 3 丁目 4 7 - 1	城跡公園	城内町 3
五領受水場	上牧町 3 丁目 1 - 5	芝谷町中央公園	芝谷町 4
奈佐原受水場	氷室町 5 丁目 1 0 - 1	古曽部防災公園	古曽部町 3 丁目 1 5 - 1
清水受水場	大蔵司 2 丁目 5 1 - 2	総合スポーツセンター	芝生町 4 丁目 1
芥川受水場	殿町 1 2 - 3 6	貯水量 各 1 0 0 m ³ 飲用および消火用 震災時は、次により開放される。 飲用:水道部職員 消火用:消防職団員	
阿武野配水池	奈佐原 2 丁目 1 0 - 1		
日吉台配水池	日吉台 3 番町 6 7 - 2		

③ 大容量配水管		容量 5 0 m ³
富田支所	富田町 5 丁目 1 7 - 1	

【資料 1 8 : 海溝型地震（南海トラフ）の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ地震	M 8 ~ M 9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度

注 1 地震発生確率などの基準日は 2015 年 1 月 1 日とした時の値である。

注 2 時間予測モデルに基づいて推定。

【資料 19：防災関係機関などの一覧】

防災関係機関

施設名	住所	電話番号
高槻市役所（災害対策本部）	桃園町 2-1	674-7474
高槻市消防本部	桃園町 4-30	676-0119
高槻市保健所	城東町 5-7	661-9333
高槻市水道部	桃園町 4-15	674-7952
高槻警察署	野見町 2-4	672-1234

市救護拠点病院兼救護所一覧(7箇所)

施設名	住所	電話番号
高槻赤十字病院	阿武野 1丁目 1-1	696-0571
北摂総合病院	北柳川町 6-24	696-2121
大阪医科大学三島南病院	玉川新町 8-1	677-1333
みどりヶ丘病院	真上町 3丁目 13-1	681-5717
高槻病院	古曾部町 1丁目 3-13	681-3801
第一東和会病院	宮野町 2-17	671-1008
うえだ下田部病院	登町 33-1	673-7722

救護所一覧(避難所に併設9箇所)

施設名	住所	電話番号
北清水小学校	安岡寺町 6丁目 2-1	688-4316
日吉台小学校	日吉台一番町 24-18	689-1530
南平台小学校	南平台 5丁目 20-1	695-5751
郡家小学校	郡家新町 68-1	683-1881
高槻小学校	本町 3-69	674-0403
五百住小学校	登美の里町 24-1	694-7277
三箇牧小学校	三島江 1丁目 13-6	677-5836
五領小学校	五領町 12-1	669-0181
芝生小学校	芝生町 3丁目 30-1	677-2721

歯科救護所(2箇所)

施設名	住所	電話番号
高槻島本夜間休日応急診療所	南芥川町 11-1	683-9999
高槻市立口腔保健センター	城東町 5-1	661-9105

市災害医療センター

施設名	住所	電話番号
大阪府三島救命救急センター	南芥川町 11-1	683-9911

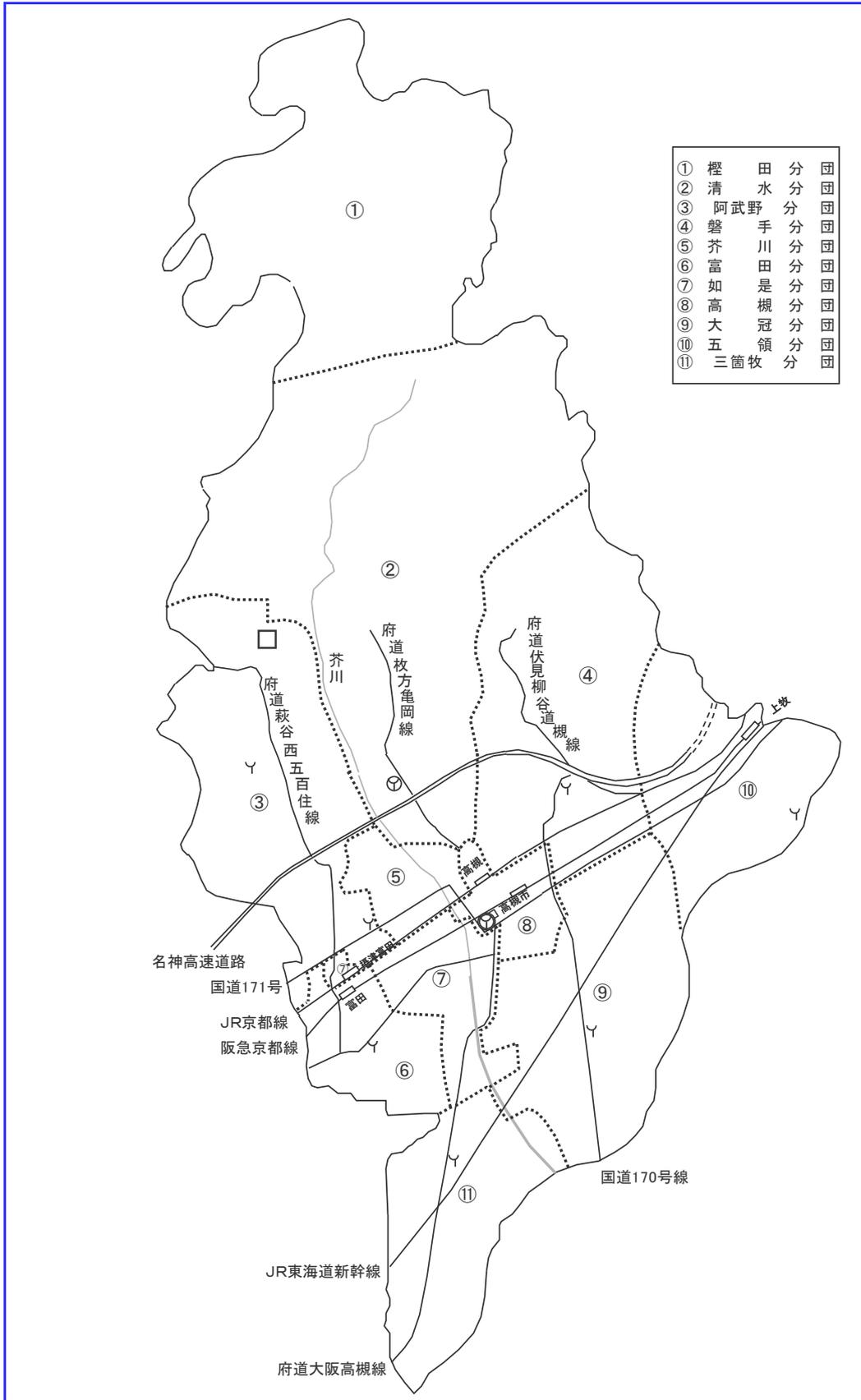
【資料 20：高槻市の消防団一覧】

(平成 27 年 7 月現在)

No.	分団の名称	班の名称
1	檜田分団	田能班・杉生班・中畑班・二料班・出灰班
2	清水分団	真上班・西之川原班・浦堂班・塚脇班・原班・ 宮之川原班・大蔵司班・萩谷班
3	阿武野分団	宮田班・赤大路班・奈佐原班・土室班・霊仙寺班・ 氷室班・塚原班・岡本班
4	磐手分団	山手班・安満班・別所班・成合班・古曾部班・川久保班
5	芥川分団	
6	富田分団	
7	如是分団	津之江班・芝生班・庄所班・東五百住班・西五百住班・ 大畑班
8	高槻分団	
9	大冠分団	野田班・番田班・下田部班・西冠班・春日班・東天川班・ 大塚班・冠班・大塚町班・辻子班・須賀班
10	五領分団	上牧班・道鶴班・梶原班・前島班・萩之庄班・梶原南班・ 神内班
11	三箇牧分団	三島江班・西面班・柱本班・唐崎班

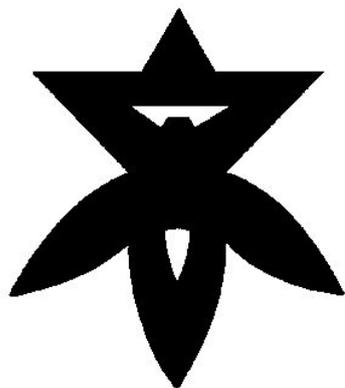
- 消防団の詳細および連絡先などについては、高槻市消防本部警防救急課へお問い合わせください。(☎ 6 7 4 - 7 9 7 9)

【資料 2 1 : 消防団の出動区域一覧】



市 章

(昭和 43 年 6 月 5 日告示)



大阪市と京都市の市章を組み合わせ、高槻の高をかたちどったもので、京阪両都のちょうど中間に位置し、大きな役割を果たしながら、両都とともに発展する本市の姿をあらわしています。

市民の木

(昭和 42 年 3 月 17 日選定)

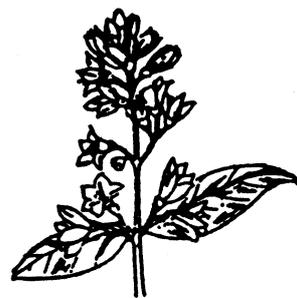
市民の花

「けやき」



古名を「槻(つきの木)」「つきけやき(強い木の意味)」ともいい、応永年間(1390年ごろ)この地に大きな「槻」の木があり、その高さは20丈(約60メートル)にもおよび、昼間も暗いほど繁茂していたところから、地名も「高月」から「高槻」というようになったと伝えられています。

「うのはな」



「うつぎ」ともいう。本市の史跡「玉川の里」(西面地区に所在)に群生し、古来、玉川の里は摂津の玉川として天下の六玉川の一つに数えられ、卯の花や月の名勝として有名で、平安時代歌道の隆盛に伴い、その歌枕として用いられました。俳聖芭蕉翁はここを訪れて、次の句を残しています。
卯の花や 暗き柳の およびごし



ちづくりハンドブック II

—自主防災活動編—

平成27年12月発行 第5版

発行 高槻市市民生活部コミュニティ推進室

TEL072-674-7462

高槻市コミュニティ市民会議
